

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図るために、郵便貯金の預金者貸し付けの制限額を現行の二十万円から三十万円に引き上げるものであります。

この法律の施行期日は、公布の日となつております。

次に、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の社会経済情勢の推移及び保険需要の動向等にかんがみ、加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険金の最高制限額を被保険者一人につき、現行の五百万円を定期保険及び一定の養老保険に限り、八百万円に引き上げようとするものであります。

また、廃疾保険金支払い制度についても若干の改善をいたしております。

この法律の施行期日は、公布の日となつております。

以上、この三法律案の主な内容を申し上げました。これら三法律案は、去る十月十一日当委員会に付託され、十一月十九日村上郵政大臣より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了し、三法律案につきましてそれぞれ採決いたしました結果、いずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんでした。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

善、強化等を内容とする附帯決議が付されまし

日程第九 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 石油備蓄法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第九、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、日程第十、石油備蓄法案、右兩案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長山村新治郎君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔山村新治郎君登壇〕
〔本局末尾に掲載〕

○山村新治郎君 たゞいま議題となりました両法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、去る九月に決定されました第四次不況対策の一環として、中小企業の中でも特に信用力、担保力の乏しい小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、特別小口保険の付保限度額を、現行の百五十万円から二百五十万円に引き上げるようとするものであります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、石油備蓄法案について申し上げます。

さきの七十五国会に提出された石油備蓄法案は、本院において修正議決され、参議院において審査未了となつたものであります。本案は、新たに先国会における本院の修正部分を加え改めて提出されたものであります。その主な内容は、

第一に、国は、この法律による石油の備蓄が、石油貯蔵施設の保安を確保しながら円滑に行われるよう施策を講じ、その必要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。

第二に、通商産業大臣は年度ごとの石油備蓄目標を定め、石油精製業者等に対し常時保有すべき基準備蓄量を通知するものとすること。

第三に、石油精製業者等は、年度ごとの石油備蓄実施計画を作成し、通知を受けた基準備蓄量以上の石油を常時保有しなければならないこと。

第四に、通商産業大臣は、石油精製業者等の石油保有量が基準に達していない場合は基準備蓄量以上の保有を勧告し、基準備蓄量に達していない程度または期間が一定の基準に該当すると認めるときは、保有を命ずることができるものとし、この命令に違反した者には罰則を適用すること等であります。

本法律案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(前尾繁三郎君) 午後二時二十四分散会は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 午後二時二十四分散会は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第十につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案外二案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

以下、右回答書及びそれに係る閣議決定（以下「閣議決定」という）と同じく閣僚協了承に関する諸点につき、政府の見解を質したい。

なお質問事項は特に調査・研究が必要とせず、政府にとって、既知のことばかりであるから、国会法の規定にある一週間で答弁書が送付されるものと期待する。

一 昭和四八年九月一七日に茨城県知事から内閣総理大臣に対し、要望のあつた件とは何か。そのすべてを項目別に明らかにされたい。

二 暫定計画は成田開港を昭和四八年三月とすべき始められたにもかかわらず、同計画の前提となる右の件につき、政府が回答を二年間も放置した理由は何か。

三 本年七月一五日に茨城県知事から運輸大臣に對し要望のあつた件とは何か。そのすべてを項目別に明らかにされたい。

四 二年来放置し続けた茨城県知事に対する運輸大臣の回答に、閣議決定や閣僚協了承を必要とした理由は何か。

五 右につきかんがみるに、暫定計画の実施につき、運輸大臣木村睦男には当事者能力がないのか。あるとすれば、その法律上の根拠は何か。

六 暫定輸送期間を三年とする点についてのみ閣議決定で言及されている理由は何か。

七 閣議決定と閣僚協了承とは、形態（意志決定の様式）が異なるが、この違いにどのような意味があるのか。

八 日本国憲法第七十三条は、内閣の職務の一つとして、法律を誠実に執行することをあげ、また内閣法第一条は、これを内閣の職權の一つとしている。また、三木内閣も、田中内閣と同様、「公共事業であつても、法手続を無視してよいとする理由はなく、現行法令の定める手続きに従つて行われるべきものであることは当然である」としているが、

(1) 閣議決定の法律上の根拠は何か。関係するすべての法律名と条文名を明らかにされた

い。

(2) 閣議決定は、今後の内閣による行政行為をいかなる法律の規定に基づき、いつまでどのような形で、どの程度拘束するのか。

(3) 閣議については内閣法第四条に定められてゐるが、閣僚協の存立の法律上の根拠は何か。関係するすべての法律名及び条文名を明らかにされたい。

(4) 閣僚協では決定という形ではなく、なぜ了承という形をとつたのか。

(5) 閣僚協了承は、今後の内閣による行政行為をいかなる法律の規定に基づき、いつまでどの様な形で、どの程度拘束するのか。

九 閣議決定は、必要にして十分正確な表現をとつていると思われる。ところで同決定では「成田空港への航空燃料輸送は、暫定的に鉄道輸送によるもの」とし、とあり、鉄道輸送以外による成田競争への暫定的な燃料輸送を否定しているが、現在成田空港へは、国鉄線は乗り入れていない。一体どのような鉄道によるのか。京成電鉄を用いるのか。それとも別に引込線を成田空港まで建設するのか。

十 閣議決定は、その標題からも明らかなようない。成田空港への航空燃料の暫定輸送についてなされたものであるが、当該輸送開始後三年以内とするという暫定輸送期間については、鹿島港を経由するものについてしか言及していない。閣議決定が不完全・不備であることを認めるか。

十一 右について鹿島港を経由するものに限らず、暫定輸送期間を三年以内とするとはできぬ理由は何か。

十二 回答書には、「千葉港頭よりのパイプラインは、暫定輸送開始後三年以内に供用できるよう建設を進めるもの」とあるが、この「三年」という期間の算定根拠を具体的に明らかにされたい。単なるドンブリ勘定にすぎないもの

(1) 閣議決定の法律上の根拠は何か。関係するすべての法律名と条文名を明らかにされた

ることから、「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」が制定された。暫定輸送の安全対策及び住民対策について茨城県知事の要請に協力するのであるから、そのため必要な財政支出を適法に行うため別途法律を制定する必要があるとしてよいのか。必要ないとするなら法律上の根拠を添えその理由を明らかにされたい。

二十一 回答書では、「適切な騒音対策を実施する」とあるが、騒音対策が適切であるか否かはだれの判断によるのか。

二十二 千葉県知事の要請は受け入れたのにもかかわらず、茨城県上空の飛行コースの設定については、なぜ茨城県知事の要請に協力するとは回答できなかつたのか。

昭和五十年十一月十九日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出成田空港の航空燃料暫定輸送計画に係る閣議決定等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出成田空港の航空燃料暫定輸送計画に係る閣議決定等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

新東京国際空港（以下「新空港」という。）に関し、昭和四十八年九月十七日に茨城県知事から

内閣総理大臣に対し要望のあつた事項及び昭和五十年七月十五日に茨城県知事から運輸大臣に対し要望のあつた事項の概要是、次のとおりである。

(1) 鹿島港を経由する航空燃料の種類、輸送期間、輸送量及び輸送方法を明示すること。

(2) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（以下「首都圏法」という。）

に違背することとならないよう暫定輸送に関する計画を進めること。

(3) 暫定輸送に関して安全対策を実施するとともに、鉄道沿線の各町について環境整備を行うこと。

(4) 飛行コース下に当たる地域について適切な騒音対策を実施するとともに、鹿島臨海工業地帯付近の飛行コースについては、茨城県知事の意向を尊重して決定すること。

二について
政府は、暫定輸送実施のための諸準備の進ちょく状況を勘査しつつ、適切な回答を行なうべく検討していたのであって、回答を放置したのではない。

四から六まで
事案の内容に応じ、それぞれ閣議決定又は臨時新東京国際空港閣僚協議会(以下「閣僚協議会」という。)の了承を適當と考えたからである。

七及び八の(4)について
閣議決定は、行政機関たる内閣の意思決定であり、閣僚協議会の了承は、主管大臣の行う意思決定について閣僚各大臣が了承する行為である。

八について
(1) 内閣法第四条
(2) 内閣が今回の閣議決定を前提として行動することは、当然である。
(3) 及び(5) 閣僚協議会は、閣議決定に基づいて設けられている。閣僚協議会の了承を得たことは、法的に内閣を拘束するものではないが、関係各大臣の了承を得たという事実は、尊重されることとなる。
九について
御指摘の閣議決定において「暫定的に鉄道輸

送による」とは、新空港への輸送経路上の主たる輸送機関を示したものである。

なお、成田市土屋から新空港までの間の輸送は、暫定のパイプラインによることとしている。

十及び十一について
御指摘の閣議決定は、必要な事項について言及したものであつて、不完全でも不備でもない。

十一について
千葉港頭からのパイプラインについては、航空燃料の暫定輸送開始後三年以内に供用できるよう関係各省が一致協力してその建設に当たることとしたものである。

十二について
千葉港頭からのパイプラインによつて輸送することとしている。

十三及び十四について
現時点では、鹿島港を経由しないで新空港に航空燃料の必要量のすべてを輸送することは難しいと考えられるので、暫定輸送終了後は、千葉港頭からのパイプラインによつて輸送することとしている。

十五及び十六について
暫定輸送期間中は、特に航空会社等の協力を得て、新空港においては、ショットA1のみを供給することとしている。

十六について
暫定輸送に際し鹿島港頭の施設などのように利用するかについては、目下検討中である。

十七について
首都圈法第二条第五項の製造工場等に当たる石油精製工場の設備の中でも、石油業法第二条第三項の特定設備に該当するものと該当しないものの双方がある。

十八について
石油業法第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同

石油業法第四条の許可においては、精製される石油製品の種類についての限定はない。

二十について
暫定輸送に係る安全対策及び住民対策の実施のための新たな法律の制定又は既存法律の改正については、現在考へていなが、最終的には、対策の具体的な内容が決定した段階で判断されこととなる。

二十一について
客観的に適切と考えられる騒音対策を実施することとしている。

二十二について
新空港に係る飛行コースについては、千葉、茨城両県知事の意向を尊重し、かつ、航行の安全等を併せ考へ、適切なものとすることとしている。

右答弁する。

右
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十年九月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

右
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十年九月二十日

り、第十二号の一を第十一号とし、同条第十四号中「第一号から第十二号まで」を「前各号」に改め、「関すること。」の下に「(原子力安全局の所掌に属することを除く。)」を加え、同号を同条第十三号とする。

第十一条 原子力安全局においては、次の事務をつかさどる。
(原子力安全局の事務)

第一 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務。

第二 原子力利用に伴う障害防止に関する事務。

第三 放射性降下物による障害の防止に關し関係行政機関が講ずる対策の総合調整に関する事務。

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務(前条第一号から第十二号までに掲げる事務を除く。)のうち原子力利用に関する安全部の確保に関する事務。

五 第十二条第一項中「三人以内」を「一人」に改める。

第六 第十三条第四項を次のように改める。

第七 第二十三条第一項中「原子力局」の下に「及び原子力安全局」を加える。

第八 第二十三条第一項中「原子力委員会設置法の一部改正」を「原子力委員会設置法の一部改正」に改める。

第九 第十五条を次のように改める。

第十 第十五条を次のように改める。

第十一 第十五条を次のように改める。

第十二 第十五条を次のように改める。

第十三 第十五条を次のように改める。

第十四 第十五条を次のように改める。

第十五 第十五条を次のように改める。

第十六 第十五条を次のように改める。

第十七 第十五条を次のように改める。

第十八 第十五条を次のように改める。

第十九 第十五条を次のように改める。

第二十 第十五条を次のように改める。

第二十一 第十五条を次のように改める。

第二十二 第十五条を次のように改める。

第二十三 第十五条を次のように改める。

第二十四 第十五条を次のように改める。

第二十五 第十五条を次のように改める。

第二十六 第十五条を次のように改める。

第二十七 第十五条を次のように改める。

第二十八 第十五条を次のように改める。

第二十九 第十五条を次のように改める。

第三十 第十五条を次のように改める。

第三十一 第十五条を次のように改める。

第三十二 第十五条を次のように改める。

第三十三 第十五条を次のように改める。

第三十四 第十五条を次のように改める。

第三十五 第十五条を次のように改める。

第三十六 第十五条を次のように改める。

第三十七 第十五条を次のように改める。

第三十八 第十五条を次のように改める。

第三十九 第十五条を次のように改める。

第四十 第十五条を次のように改める。

第四十一 第十五条を次のように改める。

第四十二 第十五条を次のように改める。

第四十三 第十五条を次のように改める。

第四十四 第十五条を次のように改める。

第四十五 第十五条を次のように改める。

第四十六 第十五条を次のように改める。

第四十七 第十五条を次のように改める。

第四十八 第十五条を次のように改める。

第四十九 第十五条を次のように改める。

第五十 第十五条を次のように改める。

第五十一 第十五条を次のように改める。

第五十二 第十五条を次のように改める。

第五十三 第十五条を次のように改める。

第五十四 第十五条を次のように改める。

第五十五 第十五条を次のように改める。

第五十六 第十五条を次のように改める。

第五十七 第十五条を次のように改める。

第五十八 第十五条を次のように改める。

第五十九 第十五条を次のように改める。

第六十 第十五条を次のように改める。

第六十一 第十五条を次のように改める。

第六十二 第十五条を次のように改める。

第六十三 第十五条を次のように改める。

第六十四 第十五条を次のように改める。

第六十五 第十五条を次のように改める。

第六十六 第十五条を次のように改める。

第六十七 第十五条を次のように改める。

第六十八 第十五条を次のように改める。

第六十九 第十五条を次のように改める。

第七十 第十五条を次のように改める。

第七十一 第十五条を次のように改める。

第七十二 第十五条を次のように改める。

第七十三 第十五条を次のように改める。

第七十四 第十五条を次のように改める。

第七十五 第十五条を次のように改める。

第七十六 第十五条を次のように改める。

第七十七 第十五条を次のように改める。

第七十八 第十五条を次のように改める。

第七十九 第十五条を次のように改める。

第八十 第十五条を次のように改める。

第八十一 第十五条を次のように改める。

第八十二 第十五条を次のように改める。

第八十三 第十五条を次のように改める。

第八十四 第十五条を次のように改める。

第八十五 第十五条を次のように改める。

第八十六 第十五条を次のように改める。

第八十七 第十五条を次のように改める。

第八十八 第十五条を次のように改める。

第八十九 第十五条を次のように改める。

第九十 第十五条を次のように改める。

第九十一 第十五条を次のように改める。

第九十二 第十五条を次のように改める。

第九十三 第十五条を次のように改める。

第九十四 第十五条を次のように改める。

第九十五 第十五条を次のように改める。

第九十六 第十五条を次のように改める。

第九十七 第十五条を次のように改める。

第九十八 第十五条を次のように改める。

第九十九 第十五条を次のように改める。

第一百 第十五条を次のように改める。

第一百一 第十五条を次のように改める。

第一百二 第十五条を次のように改める。

第一百三 第十五条を次のように改める。

第一百四 第十五条を次のように改める。

第一百五 第十五条を次のように改める。

第一百六 第十五条を次のように改める。

第一百七 第十五条を次のように改める。

第一百八 第十五条を次のように改める。

第一百九 第十五条を次のように改める。

第一百二十 第十五条を次のように改める。

第一百二十一 第十五条を次のように改める。

第一百二十二 第十五条を次のように改める。

第一百二十三 第十五条を次のように改める。

第一百二十四 第十五条を次のように改める。

第一百二十五 第十五条を次のように改める。

第一百二十六 第十五条を次のように改める。

第一百二十七 第十五条を次のように改める。

第一百二十八 第十五条を次のように改める。

第一百二十九 第十五条を次のように改める。

第一百三十 第十五条を次のように改める。

第一百三十一 第十五条を次のように改める。

第一百三十二 第十五条を次のように改める。

第一百三十三 第十五条を次のように改める。

第一百三十四 第十五条を次のように改める。

第一百三十五 第十五条を次のように改める。

第一百三十六 第十五条を次のように改める。

第一百三十七 第十五条を次のように改める。

第一百三十八 第十五条を次のように改める。

第一百三十九 第十五条を次のように改める。

第一百四十 第十五条を次のように改める。

第一百四十一 第十五条を次のように改める。

第一百四十二 第十五条を次のように改める。

第一百四十三 第十五条を次のように改める。

第一百四十四 第十五条を次のように改める。

第一百四十五 第十五条を次のように改める。

第一百四十六 第十五条を次のように改める。

第一百四十七 第十五条を次のように改める。

第一百四十八 第十五条を次のように改める。

第一百四十九 第十五条を次のように改める。

第一百五十 第十五条を次のように改める。

第一百五十一 第十五条を次のように改める。

第一百五十二 第十五条を次のように改める。

第一百五十三 第十五条を次のように改める。

第一百五十四 第十五条を次のように改める。

第一百五十五 第十五条を次のように改める。

第一百五十六 第十五条を次のように改める。

第一百五十七 第十五条を次のように改める。

第一百五十八 第十五条を次のように改める。

第一百五十九 第十五条を次のように改める。

第一百六十 第十五条を次のように改める。

第一百七十一 第十五条を次のように改める。

第一百七十二 第十五条を次のように改める。

第一百七十三 第十五条を次のように改める。

第一百七十四 第十五条を次のように改める。

第一百七十五 第十五条を次のように改める。

第一百七十六 第十五条を次のように改める。

第一百七十七 第十五条を次のように改める。

第一百七十八 第十五条を次のように改める。

第一百七十九 第十五条を次のように改める。

第一百八十 第十五条を次のように改める。

第一百八十一 第十五条を次のように改める。

第一百八十二 第十五条を次のように改める。

第一百八十三 第十五条を次のように改める。

第一百八十四 第十五条を次のように改める。

第一百八十五 第十五条を次のように改める。

第一百八十六 第十五条を次のように改める。

第一百八十七 第十五条を次のように改める。

第一百八十八 第十五条を次のように改める。

第一百八十九 第十五条を次のように改める。

第一百九十 第十五条を次のように改める。

第一百九十一 第十五条を次のように改める。

第一百九十二 第十五条を次のように改める。

第一百九十三 第十五条を次のように改める。

第一百九十四 第十五条を次のように改める。

第一百九十五 第十五条を次のように改める。

第一百九十六 第十五条を次のように改める。

第一百九十七 第十五条を次のように改める。

第一百九十八 第十五条を次のように改める。

第一百九十九 第十五条を次のように改

- (5) 船舶の所有者が同一の事故から生じた損害につき債権者に対して債権を主張することができる

(6) 救援若しくは救助又は共同海損の分担に基づく債権

(b) 船長、乗組員、船舶の所有者のその他の使用者で船舶上にあるもの又は船舶の所有者の他の被用者で船舶の所有、占有、保管又は支配から生ずるものであつても、所有者は、(1)の規定によりその責任を制限することができる。

(4) この条の規定は、次に掲げる債権については適用しない。

(3) 船舶の所有者の責任が、所有者又はその行為につき所有者が責任を負う者の過失の証明をまたずに、船舶の所有、占有、保管又は支配から生ずるものであつても、所有者は、(1)の規定によつての債権をいう。

(2) この条において、「人的債権」とは、死亡又は身体の傷害から生ずる損害賠償の債権をいい、「物的債権」とは、(1)に規定するその他のすべての債権をいう。

(c) 沈没し、乗り揚げ又は放棄された船舶（船舶上有するすべての物を含む。）の引揚げ、除去又は破壊につき難破物の除去に関する法令によって課される義務又は責任及び海上航行船舶が港の構築物、停泊施設又は可航水路に与えた損害について生ずる義務又は責任

船舶の取扱い、貨物の積込み、運送若しくは荷揚げ又は旅客の乗船、運送若しくは下船に関するものである場合に限る。

6) 場合には、それらの者の債権は、相殺されるものとし、この条約は、その残額についてのみ適用する。

過失によるものであるかどうかを証明すべき者は、法廷地法によつて決定される。

こととはならない。

卷之三

- (1) ② が次の規定によつて決定される責任の限度額について適用するものとし、他の事故から既に生じており又は生ずることがある債権は、考慮しない。

(2) ④ 一の事故から生ずる債権の総額が次条の規定によつて決定される責任の限度額を超える場合には、その限度額に相当する額の一の制限基金を形成することができる。

(3) ⑤ ②の規定によつて形成された基金は、責任を制限することができる債権の弁済にのみ充てられる。

(4) 基金が形成された後は、基金に對して権利を行使することができる債権者は、基金が當該債権者の利益のために實際に用いることができるものである限り、同一の債権に關し、船舶の所有者の他の財産に対してもかかる權利を行使することができない。

第三条

(1) 船舶の所有者が第一条の規定に基づき自「」の責任を制限することができる金額は、次のとおりとする。

(2) 事故によつて物的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり一千フランで計算した金額

(b) 事故によつて人的債権のみが生じている場合には、船舶のトン数につきトン当たり三千百フランで計算した金額

(c) 事故によつて人的債権及び物的債権の双方

が生じている場合には、船舶のトン数につき
トン当たり三千百フランで計算した金額。こ
の金額のうち船舶のトン数につきトン当たり
二千百フランで計算した第一の部分は、人的
債権の弁済にのみ充てるものとし、船舶のト
ン数につきトン当たり千フランで計算した第
二の部分は、物的債権の弁済に充てる。ただ
し、第一の部分が人的債権を完済するために
十分でない場合には、弁済されていない人的
債権の残額は、物的債権と同一の順位で第二
の部分から弁済される。

第四條

- (3) 配は、確定された債権の額に比例して行う。

(4) 船舶の所有者は、基金の分配が行われる前に
第一条(1)に規定するいづれかの債権の全部又は
一部を既に弁済している場合には、その弁済額
につき、基金の分配において当該債権者に代わ
ることができる。ただし、基金が形成された国
の法令を適用したとしたならば当該債権者が所
有者から弁済を受けることができたとみられる
範囲内に限る。

(5) 船舶の所有者が第一条(1)に規定するいづれか
の債権の全部又は一部の弁済を後に強制される
ことがあることを証明した場合には、基金が形
成された国の裁判所その他の権限のある当局
は、その所有者が(3)に定める条件で後に基金に
対して自己の権利行使することを可能にする
ため十分な金額を暫定的に保留することを命ず
ることができる。

(6) この条の規定に従い船舶の所有者の責任の限
度額を決定するに当たり、三百トン未満の船舶
のトン数は、三百トンとみなす。

(5) この条にいうフランとは、純分千分の九百
金の六十五・五ミリグラムから成る単位をい
う。(1)に規定する金額を責任の制限の主張が行
われる国の通貨に換算するに当たっては、その
換算は、船舶の所有者が基金を形成し、弁済
し、又はその国の法令により弁済に相当するも

前条(2)の規定に従うことを条件として、制限基金の形成及び分配に関する規則並びに手続に関するすべての規則については、基金が形成される国内法令の定めるところによる。

(1) 船舶の所有者がこの条約に基づき自己の責任を制限することができる場合において、当該船舶若しくは当該所有者が所有する他の船舶その他の財産が締約国の管轄内で差し押さえられたり、又は差押えを免れるため保証その他の担保が提供されているときは、その国の裁判所その他他の権限のある当局は、当該所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について十分な保証その他の担保を既に提供していること及びその提供された保証その他の担保が該当債権者の利益のためにその権利に応じて実際に用いることができるものであることが証明されることを条件として、船舶その他の財産の差押えの解除又は提供された担保の取消しを命ずることができる。

(2) (1)に規定する場合において、保証その他の担保が次に掲げる港において既に提供されているときは、裁判所その他他の権限のある当局は、(1)の担保の取消しを命じなければならない。

- (a) 債權発生の原因となつた事故が生じた港
 (b) 事故が港で生じたものでない場合には、事
 故の発生後に最初に寄港した港
 (c) 債權が人的債権又は積荷の損傷に係る債権
 である場合には、下船港又は荷揚港
- (1) 及び(2)の規定は、既に提供された保証その他の担保がこの条約による責任の限度額よりも低い金額のものである場合にも、その差額について十分な保証その他の担保が提供されるときは、適用される。
- (4) 船舶の所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について保証その他の担保を提供している場合には、その保証その他の担保は、同一の事故から生じた債権で当該所有者がその責任を制限することができるすべてのもの弁済に充てられる。
- (5) この条約に基づいて行わる申立てについては、申立てが行われる締約国の国内法令の定めによつて、その申立てを行なうべき期間については、船舶自体の責任を含む。
- (1) この条約の適用上、船舶の所有者の責任には、船員の責任を含む。
- (2) (3)の規定に従うことと条件として、この条約は、傭船者、船舶の管理人及び船舶の運航者につき、並びに船長、乗組員その他船舶の所有者、傭船者、管理人及び運航者の被用者で職務を行つてゐるものにつき、所有者についてと同様に適用する。もつとも、一の事故から生ずる人の債権及び物的債権に係る所有者及びこれらの者の責任の限度額は、総額において、第三条の規定に従つて決定される金額を超えないものとする。
- (3) 船長又は乗組員に対して訴えが提起された場合には、これらの者は、債権発生の原因となつた事故がこれら自身の過失によるものであつても、自己の責任を制限することができる。船長又は乗組員が同時に船舶の所有者共

- (a) 債權発生の原因となつた事故が生じた港
 (b) 事故が港で生じたものでない場合には、事
 故の発生後に最初に寄港した港
 (c) 債權が人的債権又は積荷の損傷に係る債権である場合には、下船港又は荷揚港
- (1) 及び(2)の規定は、既に提供された保証その他の担保がこの条約による責任の限度額よりも低い金額のものである場合にも、その差額について十分な保証その他の担保が提供されるときは、適用される。
- (4) 船舶の所有者がこの条約による自己の責任の限度額に等しい金額について保証その他の担保を提供している場合には、その保証その他の担保は、同一の事故から生じた債権で当該所有者がその責任を制限することができるすべてのもの弁済に充てられる。
- (5) この条約に基づいて行なうべき期間については、申立てが行われる締約国の国内法令の定めによつて、その申立てを行なうべき期間については、船舶自体の責任を含む。
- (1) この条約の適用上、船舶の所有者の責任には、船員の責任を含む。
- (2) (3)の規定に従うことと条件として、この条約は、傭船者、船舶の管理人及び船舶の運航者につき、並びに船長、乗組員その他船舶の所有者、傭船者、管理人及び運航者の被用者で職務を行つてゐるものにつき、所有者についてと同様に適用する。もつとも、一の事故から生ずる人の債権及び物的債権に係る所有者及びこれらの者の責任の限度額は、総額において、第三条の規定に従つて決定される金額を超えないものとする。
- (3) 船長又は乗組員に対して訴えが提起された場合には、これらの者は、債権発生の原因となつた事故がこれら自身の過失によるものであつても、自己の責任を制限することができる。船長又は乗組員が同時に船舶の所有者共

有者、傭船者、管理人又は運航者である場合に
 は、この(3)の規定は、その過失が船長又は乗組
 員の資格における過失であるときに限り、適用
 する。

第七条

この条約は、船舶の所有者又は前条の規定に基
 づき所有者と同一の権利を有するその他の者が、
 締約国の裁判所において自己の責任を制限し若し
 くは制限しようどし、又は締約国の管轄内で船舶
 その他の財産の差押えの解除若しくは保証その他の
 担保の取消しを求める場合に適用する。

もつとも、各締約国は、非締約国に対しこの条
 約の利益の全部若しくは一部を与へず、又は自己
 の責任を制限しようとする者若しくは第五条の規
 定に従い船舶その他の財産の差押えの解除若しく
 は保証その他の担保の取消しを求める者に対し、
 それらの者がそのための手続をとる時において、
 それらの者がいずれの締約国にも常居所若しくは
 主たる営業所を有せず若しくは責任の制限、差押
 えの解除若しくは保証その他の担保の取消しに係
 る船舶がいずれの締約國の旗をも掲げていない場
 合に、この条約の利益の全部若しくは一部を与え
 ない権利を有する。

第八条

各締約国は、この条約の適用上海上航行船舶以
 外のいかなる種類の船舶を海上航行船舶と同様に
 取り扱うかを決定する権利を留保する。

第九条

この条約は、海事法外交会議の第十回会期に代
 表を出した国による署名のために開放しておく。

第十条

この条約は、批准されなければならない。批准
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

- (1) この条約は、それぞれ百万総トン以上の船舶
 を有する少なくとも五の国を含む十以上の国
 の間に於てこの条約を適用する宣言を(1)の規定
 に基づいて行なうべき期間については、効力を生
 ずる。
- (2) 國際關係について責任を有するいすれかの領
 域についてこの条約を適用する宣言を(1)の規定
 に基づいて行なうべき期間については、効力を生
 ずる。
- (3) 締約国は、この条約を批准し又はこれに加入する
 加入の際に又はその後いつでも、ベルギー政府
 に於てた書面による通告により、自國が國際關
 係について責任を有するいすれかの領域につい
 てこの条約を適用することを宣言することがで
 きる。この条約は、ベルギー政府がその通告を受
 領した日の後六箇月で、その領域について適
 用される。ただし、この条約がその締約国につ
 いて効力を生ずる日前に適用されることはな
 い。

第十二条

批准書が寄託された日の後六箇月で効力を生ず
 る。

(2) この条約は、(1)に定めるところによりこの条
 約の効力を生じさせることとなる批准書の寄託
 の日の後にこの条約を批准する各署名国につい
 ては、その国が批准書を寄託した後六箇月で効
 力を生ずる。

第十三条

海事法外交会議の第十回会期に代表を出さなか
 った国は、この条約に加入することができる。

第十四条

各締約国は、自國についてこの条約が効力を生じ
 た後三年を経過したときは、この条約の改正につ
 いて検討するため会議を招集することを要請する
 ことができる。

この条約は、加入国については、その加入書の
 寄託の日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、前
 条(1)に定めるこの条約の効力発生の日前に効力を
 生ずることはない。

第十五条

締約国は、自國についてこの条約が効力を生じ
 た後三年を経過したときは、この条約の改正につ
 いて検討するため会議を招集することを要請する
 ことができる。

この権利行使することを希望する締約国は、
 その旨をベルギー政府に通告するものとし、同政
 府は、その後六箇月以内に会議を招集する。

第十六条

この条約は、これを批准し又はこれに加入する
 国の間においては、千九百二十四年八月二十五日
 にプラッセルで署名された海上航行船舶の所有者
 の責任の制限に関するある規則の統一のための国
 際条約に代わるものとし、同条約は、それらの国
 の間に於ては、効力を失う。

第十七条

この条約は、これを批准し又はこれに加入する
 国の間においては、千九百五十七年十月十日にプラッセルで、ひと
 しく正文であるフランス語及び英語により本書一
 通を作成した。この本書は、ベルギー政府に寄託
 しておくるものとし、同政府は、その認証謄本を作
 成する。

- (1) この条約は、ドイツ連邦共和国のために
 C・F・オブヒュルス
 エルンスト・ゲスラー
 アルゼンティンのために

に基づいて行なうべき締約国は、その後いつでも、
 ベルギー政府に於てた書面により、その領域に
 ついてこの条約の適用を終止することを宣言
 することができる。その廢棄は、ベルギー政府
 が廢棄の通告を受領した日の後一年で効力を生
 ずる。

(3) ベルギー政府は、この条約の規定に基づいて受
 領した通告を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第十八条

締約国は、自國についてこの条約が効力を生じ
 た後三年を経過したときは、この条約の改正につ
 いて検討するため会議を招集することを要請する
 ことができる。

この権利行使することを希望する締約国は、
 その旨をベルギー政府に通告するものとし、同政
 府は、その後六箇月以内に会議を招集する。

第十九条

この条約は、これを批准し又はこれに加入する
 国の間においては、千九百五十七年十月十日にプラッセルで、ひと
 しく正文であるフランス語及び英語により本書一
 通を作成した。この本書は、ベルギー政府に寄託
 しておくるものとし、同政府は、その認証謄本を作
 成する。

第二十条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十一条

この条約は、これを批准し又はこれに加入する
 国の間においては、千九百五十七年十月十日にプラッセルで、ひと
 しく正文であるフランス語及び英語により本書一
 通を作成した。この本書は、ベルギー政府に寄託
 しておくるものとし、同政府は、その認証謄本を作
 成する。

第二十二条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十三条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十四条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十五条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十六条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十七条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十八条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第二十九条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十一条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十二条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十三条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十四条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十五条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十六条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十七条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十八条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第三十九条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十一条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十二条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十三条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十四条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十五条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十六条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十七条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十八条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第四十九条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十一条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十二条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十三条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十四条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十五条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十六条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十七条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十八条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第五十九条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十一条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十二条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十三条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十四条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十五条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十六条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十七条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十八条

この条約は、批準されなければならない。批準
 書は、ベルギー政府に寄託するものとし、同政府
 は、その寄託を外交上の経路を通じてすべての署
 名国及び加入国に通報する。

第六十九条

オーストラリアのために
オーストリアのために

ベルギーのために
リラール

ブラジルのために
ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイ
(政府の承認を条件として)

カナダのために
R・R・マックギリヴァレイ
L・J・リーヴィ

ヴァチカン市国のために
P・ドゥムール
デンマークのために

エジプトのために
スペインのために
伯爵 カサ・ミランダ
(政府の承認を条件として)

オランダのために
E・テクセイラ・デ・マトス
R・P・クレフ・エリンガ

オランダのために
E・ドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン
J・A・コレア・デ・バロス
(政府の承認を条件として)

オランダのために
ベルギーのために
リラール

オランダのために
R・ゴンディン
(政府の承認を条件として)

オランダのために
G・ジ・カール
ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

オランダのために
ウーゴ・ゴウティエル・デ・オリヴェイ
P・ドゥムール
デンマークのために

オランダのために
ジヨーヌ・P・ラブシェール
ギリシャのために

オランダのために
B・N・カウル
R・E・クマナ
(政府の承認を条件として)

オランダのために
H・ド・ラジュネスト
M・ドラグステイン

オランダのために
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王國のために
ジョン・P・ラブシェール
ギリシャのために

オランダのために
B・N・カウル
R・E・クマナ
(政府の承認を条件として)

オランダのために
B・N・カウル
R・E・クマナ
(政府の承認を条件として)

オランダのために
B・N・カウル
R・E・クマナ
(政府の承認を条件として)

オランダのために
B・N・カウル
R・E・クマナ
(政府の承認を条件として)

インドネシアのために
イランのために
イスラエルのために
ギデオン・ラファエル

イランのために
イザーク・ミンツ

イスラエルのために
ロベルト・サンディフォルド

又はこれへの加入の際に、(2)に掲げる留保を行なうことができる。この条約に対する他のいかなる留保も、認められない。

留保は、次のものに限つて認められる。

(a) 第一条(1)(c)の規定の適用を排除する権利の留保

(b) 三百トン未満の船舶に適用される責任制限の制度を国内法令によつて定める権利の留保

(c) この条約に法令としての効力を与えることにより又はこの条約の規定を国内法令に適した形で国内法令に含めることによりこの条約を実施する権利の留保

伯爵 カサ・ミランダ
アメリカ合衆国のために

フランスのために
フィンランドのために

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王國のために
ジョン・P・ラブシェール
ギリシャのために

フランスのために
フィンランドのために

エドワード・ヴィエイラ・レイタオ

J・A・コレア・デ・パロス

(政府の承認を条件として)

スウェーデンのために

ストゥーレ・ペトレン

(2)(b)及び(c)の留保を付して)

イスイスのために

G・ジャカール

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ヴェネズエラのために

ユーロースラヴィアのために

M・ドラグステイン

海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一本件の要旨及び目的
船舶所有者の責任については、各國とも伝統的に責任制限の制度を採用してきたが、その方式は国により異つていていたため、統一の必要性がつとに指摘されて、一九二四年に「ラッセル」で「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一」のための国際条約」が作成された。しかし同条約に定められた制度は、責任制限の方式においてなお複雑である等の欠陥が指摘され、これに参加する國も少なかつたので、船主責任制限制度の再検討の気運が生じ、金額主義による一層合理的な新条約の作成が望まれるに至つた。これを受けて一九五七年にプラッセルで第十回海事法外交会議が開催され、我が國を含む三十二カ国の代表による審議の結果、同年十月十日に本条約が作成された。その主要内容は次のとおりである。

1 海上航行船舶の所有者は、故意又は過失がないときに限り、事故について負うべき損害

賠償の責任を、一の事故ごとに、その船舶のトン数に応じた一定の金額に制限することができる。

右報告する。
昭和五十年十一月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 外務委員長 栗原 祐幸

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和五十年九月二十日 内閣総理大臣 三木 武夫

右
第一條
この条約の適用上、内閣総理大臣 三木 武夫

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約は、締約国間においては、一九二四年の海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約に代わるものとし、同条約は、効力を失うものとすること。

なお、この条約は、一九六八年五月三十一日に効力を生じており、我が国については、批准書をベルギー政府に寄託した後、六箇月で効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の識別理由

多くの海運国が既にこの条約の締約国となつてゐる事実を考慮するとき、主要海運国の一つである我が国がこの条約に参加することによつて、海商法の国際的な統一を促進することが期待されるので、本条約を締結することは、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと

ばら積みの油の全世界にわたる海上輸送がもたらす汚染の危険を認め、

船舶からの油の流出又は排出による汚染によつて生ずる損害を被つた者に対し適正な賠償が行われることを確保することが必要であると確信し、責任についての問題を解決し及び、そのような場合において、適正な賠償を行ふことについての統一的な国際的規則及び手続を採用することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条
この条約の適用上、内閣総理大臣 三木 武夫

1 「船舶」とは、ばら積みの油を貨物として現に輸送している海上航行船舶及び海上用舟艇（種類のいかんを問わない。）をいう。

2 「者」とは、個人若しくは組合又は、法人であるかどうかを問わず、公法上若しくは私法上の団体（及びその行政区画を含む。）をいう。

3 「所有者」とは、船舶の所有者として登録されている者又は、登録がない場合には、船舶を所持する者をいう。ただし、國が所有する船舶で、その國においてその船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについては、「所有者」とは、その会社をいう。

4 「船舶の登録国」とは、登録されている船舶についてはその船舶が登録されている國をいい、登録されていない船舶についてはその船舶の旗國をいい。

5 「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油、鯨油等の持続性油をいい、船舶により貨物として輸送されているかその船舶の燃料タンクにあるかを問わない。

6 「汚染損害」とは、油を輸送している船舶からの油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）による汚染によつてその船舶の外部において生ずる損失又は損害をいい、防止措置の費用及び防止措置によつて生ずる損失又は損害を含む。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約は、

官 報 (号 外)

- 7 「防止措置」とは、いずれかの者が汚染損害を防止し又は最小限にするため事故の発生後に行うべき相当の措置をいう。
- 8 「事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、汚染損害をもたらすものをいう。
- 9 「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。
- 第二条 第三条 この条約は、締約国の領域(領海を含む。)において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置についてのみ適用する。
- 2 及び3に規定する場合を除くほか、事故の発生の時又は事故が一連の出来事から成るときは最初の出来事の発生の時における船舶の所有者は、その事故の結果その船舶から流出し又は排出された油によつて生ずる汚染損害について責任を負う。
- 3 所有者は、次のことを証明した場合には、汚染損害について責任を負わない。
- (a) 当該汚染損害が戦争、敵対行為、内乱、暴動又は例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によつて生じたこと。
- (b) 当該汚染損害が、専ら、損害をもたらすことを意図した第三者の作為又は不作為によつて生じたこと。
- (c) 当該汚染損害が、専ら、燈台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局のその維持についての過失その他不法の行為によつて生じたこと。
- 所有者は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為(損害をもたらすことを意図したものに限る。)又は過失によつて生じたことを証明した場合には、その者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。
- 4 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づく
- 7 場合を除くほか、所有者に対しても行うことができない。汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づくものであるかどうかを問わず、所有者の被用者又は代理人に対して行うことができない。
- 5 この条約のいかなる規定も、所有者の第三者に対する求償権を害するものではない。
- 第六条 第四条 油が二以上の船舶から流出し又は排出され、それがによつて汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、前条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができる汚染損害の全体について連帶して責任を負う。
- 第五条 1 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、その船舶のトン数につきトントン当たり二千フランで計算した金額に制限することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、二億一千万フランを超えないものとする。
- 2 所有者は、事故が所有者自身の過失によつて生じた場合には、1の制限を援用することができない。
- 3 所有者は、1の制限の利益を享受するために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払った相当の犠牲に係る権利は、基金に対し、他の債権と同一の順位を有する。
- 4 債権者の間における基金の分配は、確定された債権の額に比例して行う。
- 5 所有者、その被用者若しくは代理人又は所有者に保険その他の金銭上の保証を提供する者
- 6 5に規定する者以外の者も、その支払った汚染損害についての賠償額につき、5に規定する代位の権利を、関係国内法令によりそのような代位が認められる範囲内で行使することができる。
- 7 所有者又は他のいずれかの者が、基金の分配が行われる前に支払われたならば又は6の規定に基づいてそれらの者が代位の権利を有したであろう賠償額の全部又は一部の支払を後に強制されることがあることを証明した場合には、基金が形成された国の裁判所その他の権限のある当局は、それらの者が後に基金に対して自己の権利を行使することを可能にするため十分な金額を暫定的に保留することを命ずることができる。
- 8 所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払った相当の犠牲に係る権利は、基金に対し、他の債権と同一の順位を有する。
- 9 この条にいうフランは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位とする。1に規定する金額は、基金が形成される国との通貨に、基金の形成の日にその通貨がこの9に定義する単位に対して有する公定の価値に従つて、換算する。
- 10 この条の規定の適用上、船舶のトン数は、純トン数の決定に当たる機関室の容積として總トン数から控除した容積を純トン数に加えたトン数とする。トン数測度に関する通常の規則に従つて測度することができない船舶については、船舶のトン数は、その船舶が輸送する事ができる油の重量をトントン(二千二百四十ポンド)で表したもの四十ペーントと/orする。
- 1 締約国に登録されており、かつ、二千トンを超えるばら積みの油を貨物として輸送している船舶の所有者は、この条約に基づく汚染損害についての自己の責任を担保するため、第五条1に規定する責任の制限を適用して決定される額の保険又は銀行保証若しくは国際的な補償基金によつて交付される証明書のような他の金銭上の保証を維持しなければならない。
- 11 保険者その他金銭上の保証を提供する者は、この条の規定に従い、所有者が形成する場合と同一の条件でかつ同一の効果を有するものとして基金を形成することができる。この基金は、所有者自身の過失がある場合にも形成することができますが、この場合においては、所有者に対する債権者の権利は、その基金の形成によって害されることはない。

- 2 保険その他の金銭上の保証がこの条約に従つて効力を有していることを証明する証明書が、各船舶に対し発行される。その証明書は、船舶の登録国のある当局により、1の要件が満たされていることが確認された後に、発行され又は公認される。その証明書は、附属書に示す様式によるものとし、次の事項を記載する。
- (a) 船名及び船籍港
- (b) 所有者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地
- (c) 保証の種類
- (d) 保険者その他保証を提供する者の氏名又は名称及び主たる営業所の所在地並びに、適当な場合には、保険契約又は保証契約を締結した営業所の所在地
- (e) 証明書の有効期間。その期間は、保険その他の保証の有効期間を超えるものであつてはならない。
- 3 証明書は、それを発行する国の公用語で作成する。用いられる言語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、その証明書には、それらの言語のいずれかによる訳文を記載する。
- 4 証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録等を保管する当局に寄託する。
- 5 保険その他の金銭上の保証は、2に規定する証明書に記載された保険その他の保証の有効期間の満了以外の理由により、4にいう当局に対し終了の通知が行われた日から三箇月の期間を経過する前に効力を失うことがあるものである場合には、この条の要件を満たすこととはならない。ただし、当該期間内において証明書が4にいう当局に引き渡され又は新しい証明書が発行されたことを条件として効力を失う場合は、この限りでない。この5の規定は、保険その他の保証がこの条の要件を満たさなくなるようなる変更についても同様に適用する。

- 6 登録国は、この条の規定に従つことを条件として、証明書の発行要件及び効力要件を定めることを確保する。
- 7 締約国が所有するいづれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の関係規定は、その船舶については適用しない。もつとも、その船舶は、その船舶の登録国に対し協議を要請することは、いつでも船舶の登録国に対し協議を要請することができる。
- 8 汚染損害の請求は、保険者その他汚染損害についての所有者の責任を担保する金銭上の保証を提供する者に対して直接に行なうことができる。この場合には、被告は、所有者自身の過失があるかどうかを問わず、第五条1に規定する責任の制限を援用することができる。被告は、また、所有者自身が援用することができたであろう抗弁（所有者の破産及び清算を除く。）を援用することができる。被告は、更に、汚染損害が所有者自身の悪意によって生じたことの抗弁を援用することができるが、所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁をも援用することができない。被告は、いかなる場合にも、所有者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する。

- 9 1の規定に従つて維持される保険その他の金銭上の保証によつて提供される金額は、この条約に基づく債権の弁済にのみ充てる。
- 10 締約国は、自國の旗を掲げる船舶でこの条の規定に該当するものについては、2又は12の規定に従つて証明書が発行されていない限り、運航を許してはならない。
- 11 この条の規定に従うことを条件として、各締約国は、自國の領域内の港に入港し若しくはそこから出港し又は自國の領海内にある沖合の施設に到着し若しくはそこから出発する船舶（登録の場所のいかんを問わない。）であつて二千トンを超えるばら積みの油を貨物として現に輸送しているものにつき、自國の国内法令により、1の要件を満たす保険その他の保証が維持されることを確保する。

- 12 締約国が所有するいづれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の関係規定は、その船舶については適用しない。もつとも、その船舶は、その船舶の登録国のある当局が発行する証明書であつて、その船舶がその国の所有するものでありかつその船舶の責任が第五条1に規定する制限の範囲で担保されている旨を明記しているものを備え置かなければならない。その証明書は、できる限り2に規定する様式に従うものとする。
- 13 第八条
- この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらした事故の発生の日から六年を経過した後は、提起することができない。事故が一連の出来事から成る場合には、その六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。
- 14 第九条
- この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらした事故の発生の日から六年を経過した後は、提起することができない。事故が一連の出来事から成る場合には、その六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。
- 15 第十条
- 1 前条の規定に従い管轄権を有する裁判所が下した判決で、その判決のあつた国において執行することができるものには、次の場合を除くほか、いづれの締約国においても承認される。
- (a) その判決が訴訟によつて得られた場合
- (b) 被告が相当の通告及び自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかつた場合
- 2 1の規定に基づいて承認された判決は、各締約国において、その国において必要とされる手続がとられたときは、執行力を付与される。その手続は、事件の本案の審理を許すものであつてはならない。
- 16 第十一条
- 1 この条約は、軍艦又は国によって所有され若しくは運航される他の船舶で当該期間において政府の非商業的役務にのみ使用されているものについては、適用しない。
- 2 締約国によつて所有されかつ商業的目的に使用されている船舶に関しては、各締約国は、第十九条に規定する管轄権の下での訴訟に服し、かつ、主権国家としての地位に基づくすべての抗弁の権利を放棄する。
- 17 第十二条
- この条約は、この条約が署名のために開放される日に効力を生じており又は署名、批准若しくは加入のために開放されている国際条約がこの条約と抵触する場合には、その抵触する限度においてのみ、それらの国際条約に優先する。ただし、この条の規定は、締約国が非締約国に対しそれらの条約により負つている義務に影響を及ぼすものではない。

第十三条

1 この条約は、千九百七十年十一月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。

2 國際連合、いすれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

第十四条

1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機関の事務局長に寄託することによつて行う。

2 この条約の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとみなす。

第十五条

1 この条約は、それぞれのタンカー保有量が百万総トン以上である五の国を含めて八の国の政府が批准、受諾若しくは承認につき留保を付さないで署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を機関の事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、効力を生ずる。

2 この条約は、その後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する各國については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第十六条

1 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日以後は、いつでもこれを廃棄することができる。

(1) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) 廃棄書の寄託及びその寄託の日

(iii) 第十七条の規定に基づくいすれかの地区に対するこの条約の適用及び同条4の規定に基づくその終止。この場合において、

その適用の開始の日又はその終止の日をそれぞれ明示する。

(iv) 批准を条件として、すべての署名国及びこの条約に加入するするする

べての国に対し、この条約の認証原本を送付すること。

(v) 第二十一条

この条約が効力を生じたときは、機関の事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定に従いでける限り速やかにその本文を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

(vi) 第二十二条

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

(vii) 第二十三条

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの条約に署名した。

(viii) 第二十四条

この条約は、機関の事務局長が通告書を受領した日の後一年で、又は通告書に明記するこれよりも長い期間の後に、その通告書に示す地域にに対する適用を終止する。

(ix) 第二十五条

この条約は、機関の改正のための会議を招集することがができる。

(x) 第二十六条

機関は、この条約の改正のための会議を招集する場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

(xi) 第二十七条

この条約は、機関の事務局長に寄託する。

(xii) 第二十八条

機関の事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に對して次の事項を通知すること。

(b) オーストリア共和国政府のために

(c) バルバドス政府のために

(d) ベルギー王国政府のために

(e) A・リラール

(f) ポルティア共和国政府のために

(g) ボツワナ共和国政府のために

(h) ブラジル連邦共和国政府のために

(i) 批准を条件として

(j) フェルナンド・エルネシート・カルネ

(k) イロ・リベイロ

(l) ブルガリア人民共和国政府のために

(m) ピルマ連邦政府のために

(n) プルシティ共和国政府のために

(o) 白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

(p) カンボディア王国政府のために

(q) カメルーン連邦共和国政府のために

(r) カナダ政府のために

(s) C・ラング=ソオブニー

(t) 中央アフリカ共和国政府のために

(u) セイロン政府のために

(v) アルゼンチン共和国政府のために

(w) チャード共和国政府のために

(x) オーストラリア連邦政府のために

(y) チリ共和国政府のために

中華民国政府のために 批准を条件として 陳雄飛	フランス共和国政府のために 今後の承認又は批准を条件として ギ・ド・ラシャリエール
コロンビア共和国政府のために コンゴー共和国政府のために ガボン共和国政府のために	ガンビア政府のために ガーナ共和国政府のために Y・K・クワッティー
コスタ・リカ共和国政府のために キューバ共和国政府のために サイナス共和国政府のために	批準を条件として ギリシャ王国政府のために グアテマラ共和国政府のために
ダホメ共和国政府のために エクアドル王国政府のために デンマーク王国政府のために	承認、受諾又は批准を条件として C・パレーデス
ドミニカ共和国政府のために エル・サルバドル共和国政府のために 赤道ギニア共和国政府のために	ハイチ共和国政府のために ヴァチカン政府のために
エチオピア帝国政府のために ドイツ連邦共和国政府のために エリオビア帝国政府のために	ホンデニラス共和国政府のために ハンガリー人民共和国政府のために
批准を条件として R・フォン・ウンゲルン・シュテルン ベルク R・フランタ	アイスランド共和国政府のために ニールス・P・シグルズソン
フィンランド共和国政府のために	インドネシア共和国政府のために イングリス・A・トマジヤ
昭和五十年十一月二十日 衆議院会議録第十五号	イラン帝国政府のために ルクセンブルグ大公国政府のために ナイジエリア連邦共和国政府のために
油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認をめぐるの件及び同報告書	イラク共和国政府のために イルランド政府のために イスラエル国政府のために イタリア共和国政府のために カルロ・アルベルト・ストラネオ 象牙海岸共和国政府のために S・クリバリ
	批准を条件として マリ共和国政府のために マルタ政府のために モーリタニア回教共和国政府のために モーリシャス政府のために メキシコ合衆国政府のために モナコ公国政府のために モンゴル人民共和国政府のために モロッコ王国政府のために ネバール王国政府のために オランダ王国政府のために ニカラグア共和国政府のために ニジーール共和国政府のために
	マダガスカル共和国政府のために R・ラムバヒニアリソン 批准を条件として マラウイ共和国政府のために マレイシア政府のために モルディブ共和国政府のために マリ共和国政府のために マルタ政府のために モーリタニア回教共和国政府のために モーリシャス政府のために メキシコ合衆国政府のために モナコ公国政府のために モンゴル人民共和国政府のために モロッコ王国政府のために ネバール王国政府のために オランダ王国政府のために ニカラグア共和国政府のために ニジーール共和国政府のために

1 注

当局の名称を記載するに当たつては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある

国の名称を記載することができる。

保証の総額につき、一以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。

「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求める件に関する報告書

本件の要旨及び目的

近年大型タンカーの海難及び油による汚染事故の発生を契機として、政府間海事協議機関においてタンカー等がもたらす油による汚染損害についての民事責任に関する法的な問題を検討し、これを国際条約化する作業を進めてきた結果、一九六九年五月にその草案が作成され、同年十一月プラッセルにおいて開催された海洋汚染損害に関する国際法律会議において本条約が採択された。

本条約は、タンカーからの油の流出又は排出による汚染損害の被害者に対し、適正な賠償が行われることを確保するための統一的な国際的規則及び手続を定めるものであつて、条約適用の対象、責任の主体、責任の内容、責任限度額、強制保険、裁判管轄権等の事項について規定するとともに、附屬書において油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書の様式について定めている。

なお、本条約は、一九七五年六月十九日に効力を生じており、我が国については、加入書を政府間海事協議機関の事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の領域において汚染損害が生じた際の被害者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国である事実にかんがみ、国際協力増進の見地からも有意義であると考えられるので、必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年十一月十九日

外務委員長 栗原 祐幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）の締結について承認を求める件

右

国会に提出する。

昭和五十年九月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）の締結について承認を求める件

右

国会に提出する。

昭和五十年九月二十日 内閣総理大臣 三木 武夫

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（一千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）の締結について承認を求める件

この条約の締約国は、

千九百六十九年十一月二十九日にプラッセルで採択された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（一千九百六十九年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の補足）の締結について承認を求めるの件

この条約の適用上、

1 「責任条約」とは、千九百六十九年十一月二十九日にプラッセルで採択された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいふ。

2 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」及び「機関」という語は、責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。ただし、これらの語の定義の適用上、「油」は、持続性の炭化水素の鉱物油に限定する。

3 「排出油」とは、(a)及び(b)に定義する原油及び

三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

いかんを問わない。)の費用に対する賠償制度を設けることによつて、この目的の達成に向かつて相

当の進歩を示すものであることを考慮し、

しかしながら、その制度が、油による汚染損害の被害者に必ずしも十分な賠償を行うものではなく、他方において船舶の所有者に追加的な金銭上の負担を課するものであることを考慮し、

更に、船舶によりばら積みで海上を輸送される

油の流出又は排出による汚染損害の経済的影響は、船舶の所有者のみが負担すべきではなく、そかかる目的の達成のため、同基金が、各締約国において海上を輸送された油を受け取る者から、拠出金を徴収することを定めたのである。我が国がこの条約を締結することを定めるとともに、油による汚染損害が生じた際の被害者及びタンカーの所有者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国であり、また、石油輸入国である事実にかんがみ国際協力増進の見地からも有意義であると考えられる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。

油による汚染損害の被害者に十分な賠償が行われること及び、同時に、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約によつて船舶の所有者に課される追加的な金銭上の負担が軽減されることを確保するため、同条約の補足として補償及び補てんの制度を設けることが必要であると確信し、

海洋汚染損害に関する国際法律会議が千九百六十九年十一月二十九日に採択した油による汚染損害についての国際補償基金の設立に関する決議に留意して、

次のとおり協定した。

一般規定

第一条

重油をいう。

(a) 「原油」とは、輸送に適するよう処理されているかどうかを問わず、地中から産出する液状の炭化水素の混合物をいい、ある蒸留部分を除去した原油(「抜頭原油」と称されることがある。)及びある蒸留部分を加えた原油(「スペイク原油」又は「混合原油」と称されることがある。)を含む。

(b) 「重油」とは、原油から得られる重質留分若しくは残渣油又はそれらの混合物であつて、熱又は動力を発生させるための燃料としての使用に充てられ、かつ、「米国材料検査協会の第四号重油の規格(規格番号D三九六一六九)に相当する品質のもの又はそれよりも重質のものをいう。

4 「フラン」とは、責任条約第五条⑨に定める單位をいう。

5 「船舶のトン数」という語は、責任条約第五条⑩において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

6 「トン」とは、油に関しては、メートル・トンをいう。

7 「保証提供者」とは、責任条約第七条①の規定に従つて所有者の責任を担保するための保険その他の金銭上の保証を提供する者をいう。

8 「受入施設」とは、ばら積みの油の貯蔵所であつて水上を輸送した油を受け入れることができるもの(沖合にありかつその貯蔵所と連接している設備を含む。)をいう。

9 故事は、一連の出来事から成る場合には、その最初の出来事の発生の日に生じたものとみなす。

第二条 第四条

1 「油による汚染損害の補償のための国際基金」(以下「基金」という。)と称する汚染損害の補償のための国際基金をこの条約により設立する。

基金は、次のことを目的とする。

(a) 責任条約によつて与えられる保護が十分で

ない範囲において汚染損害の補償を行うこと。

(b) 責任条約により船舶の所有者に課される追加的な金銭上の負担を軽減すること。ただし、海上における安全に関する条約その他の条約の遵守を確保するための要件が満たされること。

(c) この条約に規定する関連した目的を達成すること。

2 基金は、各締約国において、当該締約国の法に基づき権利及び義務を有することができ、かつ、当該締約国の裁判所における裁判上の手続きの当事者となることができる法人と認められる。各締約国は、基金の事務局長(以下「事務局長」という。)を基金の法律上の代表者と認めること。

3 第三条

この条約は、次のものについてのみ適用する。

1 次条の規定に基づく補償に関しては、締約国との領域(領海を含む。)において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置

2 第五条の規定に基づく船舶の所有者及びその保証提供者に対する補てんに関しては、締約国において登録され又は締約国の旗を掲げている船舶が責任条約の締約国の領域(領海を含む。)においてもたらす汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置

3 第四条

1 基金は、次の場合に、1の規定に基づく義務を負わない。

(a) 汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱若しくは暴動によつて生じ、又は軍艦若しくは国により所有され若しくは運航される他の船舶で事故の発生の時に政府の非商業的役務のみを使用されたものから流出し若しくは排出された油によつて生じたことを基金が証明した場合

4 基金の総会(以下「総会」という。)は、その時までの事故の経験特にそれらの事故によつて生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮した配する。

5 基金に対する確定された債権の額が4の規定に基づいて支払われる補償の額を超える場合に、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対し責任条約及びこの条約に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべての債権者について同一となるような方法で分配する。

6 基金は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為(損害をもたらすことを意図したものに限る。)又は過

失によつて生じたことを証明した場合には、その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。ただし、1の規定に基づいて補償される防止措置については、この限りでない。基金は、いかなる場合にも、船舶の所有者めず又は当該損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でないこと、損害を被つた者が、その者に認められている法的救済を得るために十分でないこと、損害を被つた者が、その者に支払われるべき賠償のすべての相当の措置をとつた上でなお責任条約に基づいてその者に支払われるべき賠償の全額の支払を受けることができない場合には、所有者は、その義務を履行する資力を有しないものとみなされ、かつ、金銭上の保証は、十分でないとみなされる。

(c) 当該損害が、責任条約第五条①の規定に従つて制限される同条約に基づく所有者の責任又はこの条約の作成の日に効力を有し若しくは署名、批准若しくは加入のために開放されている他の国際条約に基づく所有者の責任を超えること。所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払つた相当の犠牲は、この条の規定の適用上汚染損害とみなす。

2 基金は、次の場合には、1の規定に基づく義務を負わない。

(a) 汚染損害が、戦争、敵対行為、内乱若しくは暴動によつて生じ、又は軍艦若しくは国に

より所有され若しくは運航される他の船舶で事故の発生の時に政府の非商業的役務のみを使用されたものから流出し若しくは排出された油によつて生じたことを基金が証明した場合

3 基金は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の作為若しくは不作為(損害をもたらすことを意図したものに限る。)又は過

失によつて生じたことを証明した場合には、その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。ただし、1の規定に基づいて補償される防止措置については、この限りでない。基金は、いかなる場合にも、船舶の所有者

めず又は当該損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でないこと、損害を被つた者が、その者に認められている法的救済を得るために十分でないこと、損害を被つた者が、その者に支払われるべき賠償の全額の支払を受けることができない場合には、所有者は、その義務を履行する資力を有しないものとみなされ、かつ、金銭上の保証は、十分でないとみなされる。

(b) (b)の規定が適用される場合を除くほか、基金が責任条約第三条③の規定に基づいて責任を免れたときは、その範囲で義務を免れる。

4 (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の額は、一の事故について、その額と締約国

の領域で生じた汚染損害につき責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額(基金が次条①の規定に基づいて所有者に補てんをする義務を有する金額が四億五千萬フランを超えないよう)と合計額が四億五千萬フランを超えないよう制限される。

(b) 例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する一の自然現象によって生じた汚染損害につき基金がこの条の規定に基づいて支払う

補償の額は、四億五千万フランを超えないものとする。

5 基金に対する確定された債権の額が4の規定に基づいて支払われる補償の額を超える場合に、支払に充てられる金額は、確定された債

権の額と債権者に対し責任条約及びこの条約に基づいて支払われる金額との割合がすべての債権者について同一となるような方法で分配する。

6 基金の総会(以下「総会」という。)は、その時までの事故の経験特にそれらの事故によつて生じた損害の額及び貨幣価値の変動を考慮した上で、4(a)及び(b)に規定する四億五千万フランの額の変更を決定することができる。ただし、その金額は、いかなる場合にも、九億フランを超過してはならず、また、四億五千万フランを下回ってはならない。変更された金額は、その変更の決定が行われた日の後に生ずる事故について適用する。

7 基金は、締約国の要請に応じ、事故(基金が

この条約に基づいて補償の支払を要求されることがあるもの)によつて生ずる汚染損害を防止し又は軽減する目的でその締約国が措置をとることを可能にするために必要な人員、資材及び役務をその締約国が速やかに確保することを援助するため、必要があつせんを行う。

8 基金は、いすれかの事故につき基金がこの条約に基づいて補償の支払を要求されることがある場合にその事故によつて生ずる汚染損害の防止措置をとることを可能にするため、内部規則に定める条件で、信用供与を行うことができ

第五条

1 基金は、第二条1(b)に規定するその任務を遂行するため、所有者及びその保証提供者に対し、責任条約に基づく責任の額のうち次の部分を補てんする。

(a) 船舶のトン数につきトン当たり千五百フランで計算した金額又は一億二千五百万フランのうち低い方の金額を超えて、かつ、船舶のトン数につきトン当たり一千フランで計算した金額又は二億一千万フランのうち低い方の金額を超えない部分

(b) 船舶の運送による海水の汚濁の防止のための国際条約、

(i) 千九百六十二年に改正された千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約、

(ii) 千九百六十年の海上における人命の安全のための国際条約、

(iii) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約、

(iv) 千九百六十年の海上における衝突の予防のための国際規則又は

(v) (i)から(iii)までの条約の改正で、(i)の条約の第十六条(5)、(ii)の条約の第九条(6)若しくは(iv)の条約の第二十九条(3)(d)若しくは(4)(d)の規定に従い重要な性質のものであると決定されたもの(当該事故の発生の時まで少なくとも十二箇月の間効力を有していた場合に限る。)

に定める要件を満たしておらず、かつ、事故又は損害の全部又は一部が、(iv)にいうもつとも、汚染損害が所有者自身の悪意によつて生じた場合は、基金は、この1の規定に基づく義務を負わない。

2 総会は、基金が、第三条2に規定する船舶に関する規定する責任の部につき、内部規則に定める条件で、保証提供者の義務を引き受けることを決定することができる。もつとも、基金は、所有者の要請があり、かつ、所有者が、船舶のトン数につきトン当たり千五百フランで計算した金額又は一億二千五百万フランのうち低い方の金額まで責任条約に基づく所有者の責任を担保する適切な保証その他の金銭上の保証を維持している場合にのみ、そのような義務を引き受ける。基金がそのような義務を引き受けの場合には、所有者は、各締約国において

て、自己の責任のうち1に規定する部分につき、責任条約第七条の規定を遵守しているものと認められる。

3 基金は、所有者自身の過失により、(a) 汚染損害をもたらした油が流れ出た船舶が、

(i) 千九百六十二年に改正された千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための

3 に掲げる文書の改正又は新たな条約に定めた要件を満たす船舶は、その改正又は条約が当該文書の全部又は一部に代わるためにものである場合には、3の規定の適用上その文書に定める要件を満たすものとみなす。

5 基金は、2の規定に基づき保証提供者として行動する場合において責任条約に従い汚染損害の賠償を行つたときは、基金が1の規定に基づく所有者に対する補てんの義務を3の規定に従つて免れたであろう範囲で、所有者に対する求償権を有する。

6 基金は、2の規定に基づき保証提供者として行動する場合において責任条約に従い汚染損害の賠償を行つたときは、基金が1の規定に基づく所有者に対する補てんの義務を3の規定に従つて免れたであろう範囲で、所有者に対する求償権を有する。

7 所有者が汚染損害を防止し又は最小限にするために自発的に負担した相当の経費及び自発的に払つた相当の犠牲は、この条の規定の適用上所有者の責任に含まれるものとみなす。

8 基金は、所有者自身の過失により、(a) 汚染損害の賠償についての訴えが船舶の所有者又はその保証提供者に対する責任条約第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所に提起されている場合には、その裁判所が、同一の損害に係る第四条の規定に基づく補償又は第五条の規定に基づく補てんについての基金に対する訴えについて、専属的管轄権を有する。ただし、責任条約に基づく汚染損害の賠償についての訴えが同条約の締約国であるがこの条約の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には、第四条又は第五条1の規定に基づく基金に対する訴えは、債権者の選択により、基金の本部がある國の裁判所に、又はこの条約の締約国である國の裁判所で責任条約第九条の規定に基づいて権限を有するものに提起される。

9 3に掲げるいすれかの文書の全部又は一部に

第六条

1 第四条の規定に基づく補償又は前条の規定に基づく補てんを請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこれらの規定に基づいて訴えが提起されず、かつ、次条6の規定に基づいて通告が行われない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害をもたらした事故の発生の日から六年を経過した後は、提起することができない。

2 1の規定にかかるわざず、前条1の規定に基づき所有者又はその保証提供者が基金に対し補てんを請求する権利は、いかなる場合にも、所有者又はその保証提供者が責任条約に基づき自己に対して訴えが提起されたことを知つた日から六箇月の期間が満了する前に消滅することはな

事務局長に対して宣言することができる。この場合には、総会の決定は、当該事故の発生の時にその締約国に登録されており又はその締約国の旗を掲げている船舶については、効力を有しない。その宣言は、その後いつでも撤回することができるものとし、いかなる場合にも、当該締約国がその新たなる条約の締約国となつたときは、効力を失う。

3 2から6までの規定に従うことと条件として、第四条の規定に基づく補償又は第五条の規定に基づく補てんについての基金に対する訴えは、当該事故がもたらした汚染損害について責任を有し又は責任条約第三条2の規定がなかつたならば責任を有したであろう所有者に対する訴えに關し同条第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所にのみ提起する。

4 各締約国は、自國の裁判所が1に規定する基

金に対する訴えについての管轄権を有するよう

にする。

5 6の規定が適用される場合を除くほか、基金は、基金が当事者でなかつた裁判所の手続における判断若しくは決定により又は基金が当事者

に対するようにする。

6 4の規定を害することなく、締約国は、所有

者は、総会は、その新たな条約が3の規定の適用上の文書又はその一部に代わることとなる日を、少なくともその日の六箇月前に、決定することができる。もつとも、この条約の締約国は、所有

て、第四条の規定に基づく補償又は第五条の規定に基づく補てんについての基金に対する訴えは、当該事故がもたらした汚染損害について責任を有し又は責任条約第三条2の規定がなかつたならば責任を有したであろう所有者に対する訴えに關し同条第九条の規定に基づいて権限を有する裁判所において開始された裁判上の手続に、当事者として参加する権利を有するようとする。

7 6の規定が適用される場合を除くほか、基金は、基金が当事者でなかつた裁判所の手続における判断若しくは決定により又は基金が当事者に対するようにする。

8 4の規定を害することなく、締約国は、所有

者又はその保証提供者に対し汚染損害の賠償についての責任条約に基づく訴えが自国の権限のある裁判所に提起された場合に、その手続の各当事者が、自國の国内法令上、基金に対しその手続について通告することができるようになります。その通告が、当該裁判所の属する国の法令で定める手続に従つて、かつ、基金が実際にその手続に当事者として有効に参加することができるような時期に及びそのような方法で行われた場合には、その手続において裁判所が下した判決は、その判決のあつた国において終局かつ執行可能なものとなつた後は、基金がその手続に実際に参加しなかつたときも、その判決に係る事実及び認定につき争うことができないという意味で基金を拘束する。

第八条

第四条5の分配に関する決定に従うことと条件として、前条1及び3の規定に従い管轄権を有する裁判所が基金に対して下した判決で、その判決のあつた国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることができるのは、各締約国において、責任条約第十条に定める条件と同一の条件で承認されかつ執行力を付与される。

第九条

1 第五条の規定に従うことを条件として、基金は、第四条1の規定に従つて基金が支払つた汚染損害の補償の金額に関し、その補償の支払を受けた者が責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によつて取得する。

2 この条の規定は、基金が1に規定する者以外の者に對して有する求償又は代位の権利を害するものではない。基金がそれらの者に對して有する代位の権利は、いかなる場合にも、補償又は補てんの支払を受けた者の保険者が有する代位の権利よりも不利なものであつてはならぬ。

2 この条の規定は、基金が1に規定する者以外の者に對して有する求償又は代位の権利を害するものではない。基金がそれらの者に對して有する代位の権利は、いかなる場合にも、補償又は補てんの支払を受けた者の保険者が有する代位の権利よりも不利なものであつてはならぬ。

(b) 「特殊関係を有する者」とは、從属し又は共通の支配の下にある主体をいう。いずれの者がこの定義に該当するかは、当該国の国内法令の定めるところによる。

第十二条

1 各締約国に關し、前条に規定するそれぞれの者が支払うべき当初拠出金の額は、この条約が

3 基金に対して有することがある他の代位又は求償の権利を害することなく、汚染損害の補償を国内法令に従つて支払つた締約国又はその機関は、その補償の支払を受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利を代位によつて取 得する。

第十条

1 基金への拠出金は、各締約国に關し、

(a) 当該締約国の領域内にある港又は受入施設において、それらの港又は受入施設に向けて海上を輸送された拠出油を、また、

(b) 当該締約国に領域内にある施設において、海上を輸送されかつ非締約国の港又は受入施設において荷揚げされた拠出油(この(b)の規

定の適用上、当該非締約国において荷揚げされた後最初に締約国において受け取られるものに限る)を、

当初拠出金については次条1に、年次拠出金については第十二条2(a)又は(b)にそれぞれ規定す

る年中に、総量において十五万トンを超えて受け取つた者が支払う。

2 (a) 1の規定の適用上、いづれかの者がいづれかの締約国に領域内で一暦年の間に受け取つた拠出油の量が、その者と特殊関係を有する一又は二以上の者が同一の締約国において同一の暦年に受け取つた拠出油の量と合計して十五万トンを超える場合には、それらの者は、自分が実際に受け取つた量について拠出金を支払うものとし、その量が十五万トンを超えるかどうかを問わない。

(b) 「特殊関係を有する者」とは、從属し又は共

通の支配の下にある主体をいう。いずれの者がこの定義に該当するかは、当該国の国内法

令の定めるところによる。

第十三条

(a) 前年までの運営の結果生じた剩余金(利子を含む)。

当該締約国について効力を生じた年の前暦年にその者が受け取つた拠出油につきトン当たり一定の額で計算した金額とする。

1 にいう一定の額は、総会が、この条約の効力発生の後二箇月以内に決定する。この場合に

おいて、総会は、可能な限り、その一定の額を、全世界において海上を輸送される拠出油の量の九十九パーセントについて拠出金が支払われるとした場合に当初拠出金の総額が七千五百万

フランに相当する額になるように定める。

2 初期拠出金は、各締約国に關し、この条約が当該締約国について効力を生じた日の後三箇月以内に支払うものとする。

3 総会は、必要な場合には第十条に規定するそれを者が支払うべき年次拠出金の額を決定するため、及び、十分な流動資金を維持するこ

との必要性を考慮して、各暦年につき、予算の形式で次のものについての見積りを行う。

(i) 支出

(a) 当該年における基金の管理の費用及び経費並びに前年までの運営の結果生じた不足

分

(b) 基金が、第四条又は第五条の規定に基づく基金に対する債権であつて一の事故につ

いての総額が千五百萬フランを超えないもの弁済に充てるため、当該年において行

う支払(そのような債権の弁済に充てるため基金が既に行つた借入れの返済を含む)。

(c) 基金が、第四条又は第五条の規定に基づく基金に対する債権であつて一の事故につ

いての総額が千五百万フランを超えるもの弁済に充てるため、当該年において行

う支払(そのような債権の弁済に充てるため基金が既に行つた借入れの返済を含む)。

(ii) 収入

(a) 前年までの運営の結果生じた剩余金(利

(b) 当該年ににおいて支払われる当初拠出金の額は、各締約国に關し、

(c) 予算の收支の均衡を保つために必要な場合には、年次拠出金

(d) その他の収入

合には、年次拠出金

の者につき総会が決定するものとし、その額は、各締約国に關し、

(a) 1(i)(a)及び(b)の支払を行つたための拠出金に

ついては、前暦年中にその者が当該締約国に

おいて受け取つた拠出油につきトン当たり一定の額で計算するものとし、また、

(b) 1(i)(c)の支払を行つたための拠出金につ

いては、当該事故が生じた暦年の前暦年中にその者が受け取つた拠出油につきトン当たり一定の額で計算する。ただし、当該締約国が当該事故の発生の日にこの条約の締約国であつた

ことは、当該事故が生じた暦年の前暦年中にその者が受け取つた拠出油につきトン当たり一定の額で計算する。

(c) 2にいう一定の額は、それぞれ、必要とされる拠出金の総額を、当該年にすべての締約国において受け取られた拠出油の総量で除することによって算出する。

(d) 総会は、年次拠出金のうち直ちに現金で支払われるべき部分を決定し、かつ、その支払の日を決定する。各年次拠出金の残余の部分は、事務局長の通告に応じて支払う。

4 総会は、年次拠出金のうち直ちに現金で支払われるべき部分を決定し、かつ、その支払の日を決定する。各年次拠出金の残余の部分は、事務局長の通告に応じて支払う。

5 事務局長は、基金の内部規則で定める場合に、同規則で定める条件に従い、拠出者に対し、その者が支払うべき金額についての金銭上の保証を提供するよう要求することができる。

6 4の規定に基づいて行われる支払請求は、各拠出者に対し、同一の比率で行う。

第十四条

1 前条の規定に基づいて支払われるべき拠出金で支払が遅滞しているものには、総会が各暦年にについて決定する率で利子を付する。その率は、状況に応じて異なるものとすることができる。

2 各締約国は、自國の領域内で受け取られた油について生ずる基金への拠出

その義務が履行されることを確保するものとし、その義務の効果的な履行を図るため、自國の法令の下で適切な措置（必要と認める制裁を課すことなどを含む。）をとる。もつとも、その措置は、基金への拠出の義務を有する者に対するのみとなるものとする。

第十一条の規定に従い基金への拠出をしなければならない者がその拠出額の全部又は一部についてその義務を履行せず、その支払が三箇月を超えて遅延している場合には、事務局長は、その支払われるべき額の取立てのため、基金の名においてその者に対しすべての適当な措置をとる。もつとも、義務を履行しない拠出者が明らかに支払不能である場合又は他の事情からそれが正当化される場合には、総会は、事務局長の勧告に基づき、その拠出者に対する措置をとらないこと又はその措置を継続しないことを決定することができる。

第十四条

各締約国は、批准書若しくは加入書の寄託の際に又はその後いつでも、自國の領域内で受け取られた油につき第十一条の規定に従い基金への拠出をしなければならない者に対するこの条約に基づいて課される義務を自ら引き受けることを宣言することができる。その宣言は、書面によつて行うものとし、また、引き受ける義務を明記する。

1の規定に基づく宣言は、第四十条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる前に行われる場合には、機関の事務局長に寄託する。機関の事務局長は、この条約が効力を生じた後に、その宣言を事務局長に通知する。

1の規定に基づく宣言は、この条約が効力を生じた後に行われる場合には、事務局長に寄託する。

4 この条に規定する宣言を行つた国は、事務局長に対し書面による通告を行うことにより、その宣言を撤回することができる。その通告は、

の義務が履行されることを確保するものとし、その義務の効果的な履行を図るため、自國の法令の下で適切な措置（必要と認める制裁を課すことなどを含む。）をとる。もつとも、その措置は、基金への拠出の義務を有する者に対するのみとなるものとする。

第十一条の規定に従い基金への拠出をしなければならない者がその拠出額の全部又は一部についてその義務を履行せず、その支払が三箇月を超えて遅延している場合には、事務局長は、その支払われるべき額の取立てのため、基金の名においてその者に対しすべての適当な措置をとる。もつとも、義務を履行しない拠出者が明らかに支払不能である場合又は他の事情からそれが正当化される場合には、総会は、事務局長の勧告に基づき、その拠出者に対する措置をとらないこと又はその措置を継続しないことを決定することができる。

第十五条

1 各締約国は、基金への拠出をしなければならない量の拠出油を自國の領域内で受け取る者が、2及び3の規定により事務局長が作成しがつ最新のものに保つ表に記載されることを確保する。

2 各締約国は、1の目的のため、内部規則に定める時期に、同規則に定める方法で、事務局長に対し、当該締約国に関し第十一条の規定に従い基金への拠出をしなければならない者の氏名又は名称及び住所を通知し、並びにその者が前曆年中に受け取った拠出油の量に関する資料を交付する。

3 1の表は、反証がない限り、任意の時点において第十一条の規定に基づいて基金への拠出をしなければならない者の確定及び、必要な場合には、その者の拠出額の決定に当たつて考慮すべき油の量の確定に關し、証明力を有する。

組織及び管理

第十六条

基金に、総会、事務局長を長とする事務局及び、第二十一条の規定に従つて、理事会を置く。

総会

第十七条

総会は、この条約のすべての締約国で構成する。

第二十六条の規定が適用される場合を除くほか、総会の任務は、次のとおりとする。

1 各通常会期において、次のとおりとする。

2 この条約の規定に従うことを条件として、そ

事務局長が受領した後三箇月で効力を生ずる。

の手続規則を定めること。

5 この条の規定に基づいて行つた宣言によつて拘束される国は、その宣言に明記する義務に関する権限のある裁判所に提起される裁判上の手続においては、主張することができたであろう裁判上の特権を放棄する。

第十五条

3 基金が任務を適正に遂行するために必要な内部規則を採択すること。

4 事務局長を任命し、他の必要な職員の任命に関する規則を定め、並びに事務局長及び他の職員の勤務条件を定めること。

5 年次予算を採択し、及び年次拠出金の額を決定すること。

6 会計検査専門家を任命し、及び基金の決算報告を承認すること。

7 基金に對する請求についての解決を承認し、第四条の規定に従い補償の支払に充てられる

金額の債権者間における分配についての決定を行い、及び汚染損害の被害者ができる限り速やかに補償を受けることを確保することを目的として債権に係る暫定的支払を行うための条件を定めること。

8 総会の構成員の中から、第二十一条から第二十三条までの規定に従つて、理事会を構成するものを選出すること。

9 必要と認める臨時補助機関又は常設補助機関を設けること。

10 総会、理事会及び補助機関の会合に投票権なしで参加することを許される非締約国、政府間機関及び国際的非政府機関を決定すること。

11 基金の管理に関し事務局長、理事会及び補助機関に指示を与えること。

12 理事会の報告及び活動を審査しかつ承認すること。

13 この条約及び総会の決定の適正な実施を監督すること。

14 この条約に基づき総会に与えられ又は基金の適正な運営のため必要とされるその他の任務を遂行すること。

15 総会の通常会期は、事務局長の招集により毎年一回開催する。ただし、総会が前条5の任務を理事会に委任している場合には、総会の通

常会期は、二年ごとに一回開催する。

総会の臨時会期は、理事会の要請又は総会の構成員の少なくとも三分の一の要請により事務局長が招集するものとし、また、事務局長自身が十分に代表されることを基礎として、理事会における議席の衡平な地理的配分を確保するものとし、また、

1 理事会は、総会の構成員の三分の一で構成する。もつとも、理事会の構成員の数は、七未満であつてはならず、かつ、十五を超えてはならない。総会の構成員の数が三で除することができないものである場合には、当該三分の一の数は、三で除することができる直近上位の数によって計算する。

2 総会は、理事会の構成員を選出するに当たり、総会は、理事会の構成員を選出するに當り、総会の構成員の数が三で除することができないものである場合には、当該三分の一の数は、三で除することができる直近上位の数によって計算する。

(a) 特に油による汚染の危険にさらされている締約国及びタンカーを大量に保有する締約国が十分に代表されることを基礎として、理事会における議席の衡平な地理的配分を確保するものとし、また、

(b) 第十条の規定の下で考慮の対象とされる油が前曆年中に最も多量にその領域内で受け取られた締約国の中から、理事会の構成員の数の半数又は選出される構成員の総数が奇数である場合にはその総数から一を引いた数の半数の構成員を選出する。この場合において、この(b)の規定に基づいて被選出資格を有する国のは、次の表に掲げる数に限定する。

理事会の構成員の総数 (b) の規定に基づいて被選出資格を有する國の數 (b) の規定に基づいて選出される國の數

は売上税が含まれているときは、締約国政府は、可能な限り、税額の減免又は還付のため適当な措置をとる。

3 租税又は賦課金であつて単に公益事業に対する対価にすぎないものは、免除されない。

4 基金は、基金の公用のために基金により又は基金の名において輸入され又は輸出される物品につき、すべての關稅、租税その他関連する賦課金を免除される。このようにして輸入された物品は、その物品が輸入された国の政府が同意する条件による場合を除くほか、その国の領域において有價であると無價であるとを問わず譲渡してはならない。

5 基金への拠出をする者並びに基金からの支払を受けける被患者及び船舶の所有者は、それらの者が課税される国の租税に関する法令に従うものとし、この点に關して特別の免除その他の特典を与えるべきではない。

6 この条約の適用上拠出される個々の拠出者に関する情報は、基金がその任務（裁判上の手続における原告又は被告としての任務を含む。）を遂行することを可能にするために絶対に必要である場合を除くほか、基金の外部に漏らしてはならない。

7 締約国は、通貨又は送金に関する現行の又は将来における規則にかかわりなく、基金への拠出金及び基金が行う補償の送金及び支払を何ら制限を設けることなく許可する。

経過規定

1 基金は、この条約の効力発生の後百二十日期間に生ずる事故については、第四条又は第五条の規定に基づく補償の請求及び第五条の規定に基づく補償の請求で、この条約の効力発生の後百二十日を経過した日からその効力発生の後二百四十日を経過する日までの間に生

する事故に係るものは、その後毎年四十日を経過する前に基金に対して行うことが可能である。その会期は、この条約の効力発生の後できる限り速やかに、いかなる場合にもその効力発生の後三十日以内に開催する。

最終規定

第三十七条

1 この条約は、責任条約に署名した国又はそれに加入する国及び一千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する会議に代表を出した国による署名のため開放する。この条約は、一千九百七十二年十二月三十一日まで署名のために開放しておく。

2 4の規定に従うことを条件として、この条約は、これに署名しなかつた国による加入のために開放しておこう。

3 4の規定に従うことを条件として、この条約は、これに署名した国によつて批准され、受諾書又は加入書を機関の事務局長に寄託する。

4 責任条約の批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入している国のみが、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。

5 この条約は、責任条約の効力発生され又は承認されなければならない。

6 この条約は、この条約の効力発生

する事故に係るものは、その後毎年四十日を経過する前に基金に対して行うことが可能である。その会期は、この条約の効力発生の後できる限り速やかに、いかなる場合にもその効力発生の後三十日以内に開催する。

機関の事務局長が決定する日に、同事務局長に対し、当該国に關し第十条の規定に従い基金への拠出をしなければならないであろう者の氏名又は名稱及び住所を通知し、並びにその者が前曆年中に當該国領域内で受け取った提出油の量に関する資料を送付する。

第四十条

1 この条約は、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(a) 少なくとも八つの国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を機関の事務局長に寄託する。

(b) 機関の事務局長が、前条の規定に基づき、第十条の規定に従つて当該国において拠出をしなければならないであろう者が前曆年中に總量において少なくとも七億五千万トンの拠出油を受け取つた旨の情報を受領すること。

2 もつとも、この条約は、責任条約の効力発生前に効力を生ずることはない。

3 この条約は、その後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する各國について、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

4 責任条約の批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入している国のみが、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができる。

5 いづれかの締約国がこの条の規定に基づいて

廃棄を行つた場合においても、第十二条2(b)にいう事故でその廃棄が効力を生ずる前に生じたものにつき第十条の規定に基づいて拠出をする義務に関するこの条約の規定は、引き続き適用する。

第四十二条

1 締約国は、いづれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認められる場合には、その寄託の後九十日以内に、事務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう要請することができる。事務局長は、その要請を受領した後六十日以内に総会を招集する。

2 事務局長は、いづれかの締約国による廃棄書の寄託がその結果として残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げることとなると認められる場合には、自己の発議により、その寄託の後六十日以内に総会の臨時会期を招集するこ

とができる。

3 1又は2の規定に従つて招集された臨時会期において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に関する拠出金の水準を著しく引き上げるものであると決定した場合には、いづれの締約国も、当該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、この条約を廃棄することができるものとし、その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。

4 責任条約の廃棄は、この条約の廃棄とみなす。その廃棄は、責任条約の廃棄が同条約第十六条3の規定に従つて効力を生ずる日に効力を生ずる。

第四十三条

1 この条約は、締約国がこの条の規定に基づいて効力を失う。

2 この条約が効力を失う日の前日にこの条約によって拘束されている締約国は、基金が次条の任務を遂行することができるようとするため必要な措置をとるものとし、その目的のためにのみ、引き続きこの条約によつて拘束される。

3 廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 責任条約の廃棄は、この条約の廃棄とみなす。その廃棄は、責任条約の廃棄が同条約第十六条3の規定に従つて効力を生ずる日に効力を生ずる。

第四十四条

1 基金は、この条約が効力を失う場合にも、

(a) この条約が効力を失う前に生じた事故に關する義務を負うものとし、また、

第三十九条

(b) (a)に規定する義務の履行(そのために必要な基金の管理の経費の支出を含む。)のために必要な範囲内で拠出金の徴収に関する権利を行使することができる。

総会は、基金の清算のため、すべての適当な措置(基金への拠出をした者の間における残余の資産の公平な方法による分配を含む。)をとる。

3 この条の規定の適用上、基金は、法人として存続する。

第四十五条

1 機関は、この条約の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第四十六条

1 この条約は、機関の事務局長に寄託する。

第四十七条

(a) 署名国又は加入国に対しても次の事項を通知すること。

(i)

この条約は、機関の事務局長に寄託する。

(ii)

その署名又は文書の寄託の日

(iii)

この条約の効力発生の日

(iv)

この条約の廃棄及びそれが効力を生ずること。

(v)

すべての署名国及びこの条約に加入するすべての国に対し、この条約の認証謄本を送付すること。

第四十八条

この条約が効力を生じたときは、機関の事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定に従いできる限り速やかにその認証謄本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文は、機関の事務局が作成の上、署名済みの原本とともに寄託する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正當に委任を受けてこの条約に署名した。

一千九百七十二年十二月十八日にブラッセルで作成した。

ビルマ連邦政府のために

ブルンディ共和国政府のために

白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国政府のために

カメールーン連邦共和国政府のために

エジプト・アラブ共和国政府のために

アルバニア人民共和国政府のために

アルゼンティン民主人民共和国政府のために

オーストラリア連邦政府のために

チャード共和国政府のために

セイロン政府のために

中央アフリカ共和国政府のために

オーストリア共和国政府のために

チリ共和国政府のために

中華人民共和国政府のために

コロムビア共和国政府のために

コンゴー人民共和国政府のために

ガボン共和国政府のために

フランス共和国政府のために

ガーナ共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

ドミニカ共和国政府のために

エクアドル共和国政府のために

エル・サルバドル共和国政府のために

赤道ギニア共和国政府のために

エティオピア帝国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

ループレヒト・フォン・ケラー
フィンランド共和国政府のために

フィジー政府のために

ガボン共和国政府のために

ガンビア共和国政府のために

ギニア共和国政府のために

ギリシャ王国政府のために

ギニア共和国政府のために

サイラス共和国政府のために

チエコスロバキア社会主義共和国政府のために

ガイアナ共和国政府のために

ブルガリア人民共和国政府のために

ダホメ共和国政府のために

ハイティ共和国政府のために
ヴァチカン政府のために
ホンデュラス共和国政府のために
ハンガリー人民共和国政府のために
イスランド共和国政府のために
アンドニード共和国政府のために
インドネシア共和国政府のために
イラン帝国政府のために
イラク共和国政府のために
アイルランド政府のために
イスラエル国政府のために
イタリア共和国政府のために
象牙海岸共和国政府のために
ジャマイカ政府のために
日本国政府のために
ジヨルダン・ハシエミット王国政府のために
ケニア共和国政府のために
カンボディア共和国政府のために
大韓民国政府のために

クウェイト国政府のために
ラオス王国政府のために
レバノン共和国政府のために
レスト王国政府のために
リベリア共和国政府のために
リビア・アラブ共和国政府のために
ルクセンブルグ大公国政府のために
マダガスカル共和国政府のために
マラウイ共和国政府のために
マレイシア政府のために
モルディブ共和国政府のために
マルタ政府のために
モーリタニア回教共和国政府のために
ペラグアイ共和国政府のために
ペルー共和国政府のために
フィリピン共和国政府のために
ボーランド人民共和国政府のために
批准を条件として
R・ピエトラーシュク
ボルトガル共和国政府のために
批准を条件として
J・W・ミュラー
シリア・アラブ共和国政府のために
タンザニア連合共和国政府のために

モロッコ王国政府のために
ナウル共和国政府のために
ネパール王国政府のために
オランダ王国政府のために
ニュー・ジーランド政府のために
ニカラグア共和国政府のために
ニジエール連邦共和国政府のために
ナイジェリア連邦共和国政府のために
オマーン政府のために
パキスタン政府のために
パナマ共和国政府のために
ソマリア民主共和国政府のために
南アフリカ共和国政府のために
ソエラ・レオーネ共和国政府のために
セネガル共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
ルワンダ共和国政府のために
サン・マリノ共和国政府のために
サウディ・アラビア王国政府のために
セネガル共和国政府のために
シングガポール共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
カタル政府のために
ルーマニア社会主義共和国政府のために
ルワンダ共和国政府のために
サン・マリノ共和国政府のために
サウディ・アラビア王国政府のために
セネガル共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
カタル政府のために

モロッコ王国政府のために
ナウル共和国政府のために
ネパール王国政府のために
オランダ王国政府のために
ニュー・ジーランド政府のために
ニカラグア共和国政府のために
ニジエール連邦共和国政府のために
ナイジェリア連邦共和国政府のために
オマーン政府のために
パキスタン政府のために
パナマ共和国政府のために
ソマリア民主共和国政府のために
南アフリカ共和国政府のために
ソエラ・レオーネ共和国政府のために
セネガル共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
ルワンダ共和国政府のために
サン・マリノ共和国政府のために
サウディ・アラビア王国政府のために
セネガル共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
カタル政府のために
ルーマニア社会主義共和国政府のために
ルワンダ共和国政府のために
サン・マリノ共和国政府のために
サウディ・アラビア王国政府のために
セネガル共和国政府のために
シエラ・レオーネ共和国政府のために
カタル政府のために

タイ王国政府のために

トーゴ共和国政府のために

トリニダード・トバゴ政府のために

テュニジア共和国政府のために

トルコ共和国政府のために

ウガンダ共和国政府のために

ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国政府のために

ために

ソヴィエト社会主义共和国連邦政府のために

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

G・R・W・ブリッグストック

批准を条件として

アメリカ合衆国政府のために

上ヴォルタ共和国政府のために

オルデン・ロウエル・ダウド

ウルグアイ東方共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために

ヴィエトナム共和国政府のために

西サモア独立国政府のために

イエメン・アラブ共和国政府のために

ユーゴースラヴィア社会主义連邦共和国政府のために

V・プライコヴィチ

批准を条件として

ザイール共和国政府のために

ザンビア共和国政府のために

油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補償)の締結に
ついて承認を求める件及び同報告書 昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案及び同報告書

認を求める件に関する報告書

一本件の要旨及び目的

この条約は、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(以下「責任条約」という。)が採択された際、同条約を補足するための国際基金を設立すべきであるとの決議が行われ、この決議に基づき政府間海事協議機関において国際条約化する作業が進められた結果、一九七一年十二月十八日に、プラッセルで開催された油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する会議において採択された。

この条約は、責任条約に基づく損害賠償の補足的な補償及び補てんを行うことを目的として「油による汚染損害の補償のための国際基金」(以下「基金」という。)を設立すること、基金が汚染損害の被害者に支払う補償金額及び船舶所有者等に対して補てんする金額の限度、補償及び補てんに関する裁判手続き、基金への拠出金の支払い、基金の総会、事務局、理事会等について規定している。

なお、この条約は、少なくとも八の国が批准

を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、この条約の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

この条約を締結することは、汚染損害が生じた際の被害者及びタンカーの所有者の保護に役立つのみならず、我が国が世界有数のタンカー保有国、石油輸入国である実事にかんがみ、妥当な措置であると認められるので、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年十月十九日

外務委員長 栗原 勉幸

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和二十四年五月三十一日以前に効力が発生した簡易生命保険契約(以下単に「保険契約」という。)につき保険金の支払に代わる特別一時金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(特別一時金の支給)

第二条 保険契約に係る保険契約者は、次の各号に掲げる保険契約の区分に従い、当該各号に掲げる期間内に、国に対し当該保険契約を消滅させる旨の申出をすることができる。

(特別一時金の額)

第三条 特別一時金の額は、保険金線上支払金分配金線上支払金及び特別付加金の額の合計額とする。

一 昭和十六年三月三十一日以前に効力が発生した保険契約 昭和五十一年一月一日から昭

和五十三年十二月三十一日まで

二 保険契約 昭和五十一年七月一日から昭和五十四年六月三十日まで

3 2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 3 第一項の申出があつたときは、当該保険契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)附則第四項の規定(還付金支払額に関する部分に限る。)は、適用しない。

4 4 前項の規定により保険契約がその効力を失つたときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる者に特別一時金を支給する。

4 5 一 当該保険契約に係る保険金受取人(養老保険の保険契約にあつては、保険期間が満了したことにより保険金を支払う場合の保険金受取人。次号において同じ。)が指定されている場合 指定されている者

4 6 二 当該保険契約に係る保険金受取人が指定されていない場合(保険契約者の指定した保険金受取人が死亡し更に保険金受取人を指定しない場合を含む。)被保険者

5 5 第一項第二号に掲げる保険契約で昭和五十一年一月一日から同年六月三十日までの間に保険金の支払の事由が発生したものについては、当該保険契約に係る保険金受取人は、その事由が発生した日から一年以内に限り、簡易生命保険法の規定による保険金の支払及び剩余金の分配に代えて、特別一時金の支給の請求をすることができる。

6 6 分配金線上支払金の額は、保険金額に相当する額とする。

7 7 保険金線上支払金の額は、保険契約者が前条

(三) 特別付加金の額は、保険契約の保険金額及び経過年数を考慮して定める金額とする。

3 控除支払

特別一時金を支給する場合において、当該保険契約に關し未払保険料(昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した保険契約で保険料の取立てを停止したものにあつては、取立てを停止した保険料を含む。)貸付金その他が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

4 時効

特別一時金を受ける権利の消滅時効は、五年とする。

5 講渡等の禁止

特別一時金を受ける権利については、譲渡、差押え等を禁止する。

6 保険契約者に対する通知等

郵政省令で定めるところにより保険契約者に対して特別一時金の支給に関する事項について通知を発するほか、郵便局における掲示等の方法によりその周知に努めなければならぬものとする。

7 施行期日

この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。ただし、保険契約者に対する通知等については、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本案の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費として、昭和五十年度簡易生命保険及郵便年金特別会計予算保険勘定歳出中に十七億五千三千一百二十円が計上されている。

右報告する。
昭和五十年十一月十九日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 通信委員長 地崎宇三郎
昭和五十年十一月十九日

右報告する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

右 国会に提出する。

内閣総理大臣 三木 武夫

郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一部の預金者に対する貸付金総額の制限額を三十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図るため、一部の預金者に対する貸付金総額の制限額を三十万円に引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理 由

この法律は、最近の社会経済情勢の推移に伴う、定期保険及び被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険(保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととするもの(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。)を除く。)の保険契約並びにこれらに付された特約に係るもの五百円を超えてはならない」と、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条第二項中「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。)」を「契約者死亡後自動継続保険」に改める。

第四十五条の見出し中「因る保険金の支払」を「よる保険金の支払等」に改め、同条第一項中「附され」を「付され」に、「因り」を「より」に、「通知のあつた」を「身体障害の状態になつた」に、「但し」を「ただし」に、「因る」を「よる」に改める。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理 由

本案は、簡易生命保険法の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

最近の社会経済情勢の推移に伴う、定期保険の加入者に対する保障内容の充実を図るために、定期保険及び被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険につき、保険金の最高制限額を八百万円に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十年年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「被保険者一人につきそれ五百円を超えてはならない」を「被保険者一人につき、それぞれ八百万円を超えてはならず、かつ定期保険及び次条の規定により被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険(保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことにより将来の保険料の払込みを要しないこととするもの(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。)を除く。)の保険契約並びにこれらに付された特約に係るもの五百円を超えてはならない」と、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条第二項中「保険約款の定めるところにより保険契約者が死亡したことに因り将来の保険料の払込みを要しないこととする養老保険(以下「契約者死亡後自動継続保険」という。)」を「契約者死亡後自動継続保険」に改める。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

理 由

本案は、最近の社会経済情勢の推移に伴う、定期保険及び被保険者に対する保障内容の充実を図るために、定期保険及び被保険者が死亡したことにより支払う場合の保険金額と保険期間が満了したことにより支払う場合の保険金額と異なる額とする養老保険につき、保険金の最高制限額を八百万円に引き上げる等の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 保険金最高制限額の引上げ
定期保険及び養老保険(満期の場合の保険金額と死亡の場合の保険金額とを異にするもの)の改正について、保険金の最高制限額を八百万円(現行五百円)に引き上げる。

2 廃疾保険金支払制度の改善
被保険者が保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者からその旨の通知があつたときは、その身体障害の状態になつた日に被保険者が死亡したものとみなして保険金等の支払をする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

本案は、簡易生命保険法の目的に照らし妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三

経費

昭和五十年度簡易生命保険及郵便年金特別会計予算では、本改正による保険料収入は、約三億九千九百万円と見込んでいた。

右報告する。

昭和五十年十一月十九日

通信委員長 前尾繁三郎殿

衆議院議長

前尾繁三郎殿 地崎宇三郎

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十年十月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

内閣総理大臣 三木 武夫

内閣総理大臣 三木 武夫

1 付保限度額の引上げ
この法律は、公布の日から施行する。
は次のとおりである。

二 議案の修正議決理由
本案は、中小企業者に対する事業資金の融通にかんがみ、小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るために改定する。
第三条の三第一項中「百五十万円をこえる」を「二百五十万円を超える」に改め、同条第二項中「百五十万円を超える」を「二百五十万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
第三条の三第一項中「百五十万円をこえる」を「二百五十万円を超える」に改め、同条第二項中「百五十万円を超える」を「二百五十万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

右
国会に提出する。

昭和五十年九月二十日
内閣総理大臣 三木 武夫

石油備蓄法案

(目的)

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するための措置を講ずることにより、我が國への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

石油備蓄法

(定義)

第二条 この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。

第三条 この法律において「石油製品」とは、揮発油、澑油、軽油その他の炭化水素油であつて、通商産業省令で定めるものをいう。

第四条 この法律において「石油精製業者」とは、石油製品の製造(石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。)第十一條第一項において同じ。の事業を行う者であつて、石油製品の生産量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第五条 この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行ふ者(石油精製業者であるものを除く。)であつて、石油の販売量及び石油精製業者との取引関係について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第六条 この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者(石油精製業者又は石油販売業者であるものを除く。)であつて、石油の輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

第七条 国は、我が國への石油の供給が不足する等に対処し、小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るうとするもので、その主な内容

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、中小企業をとりまく最近の経済変動
度額を引き上げて、小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

理由
附則
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書

この法律は、公布の日から施行する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、中小企業をとりまく最近の経済変動
度額を引き上げて、小企業者に対する事業資金の融通を円滑にする必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

理由
附則
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書

この法律は、公布の日から施行する。

六十四号の一部を次のように改定する。
第三条の三第一項中「百五十万円をこえる」を「二百五十万円を超える」に改め、同条第二項中「百五十万円を超える」を「二百五十万円」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六十四条の一部を次のように改定する。

第三条の二第一項中「五百萬円をこえる」を「八百万円を超える」に改め、同条第三項中「五百萬円を「八百万円」に、「こえない」を

官報(号外)

事態に備えて行う石油の保有（以下「石油の備蓄」という。）が、その事態が生じた場合における国民生活の安定と國民經濟の円滑な運営の確保に欠くことのできないものであることにかんがみ、石油貯蔵施設についての保安の確保に配慮しつつこの法律による石油の備蓄の円滑化を図るための施策を講ずるとともに、石油の備蓄の確保の必要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(石油備蓄目標)

第四条 通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聴いて、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間にについての石油の備蓄の目標（以下「石油備蓄目標」という。）を定めなければならぬ。

2 石油備蓄目標に定める事項は、次のとおりとする。

1 石油の備蓄の数量に関する事項

2 新たに設置すべき石油貯蔵施設に関する事項

3 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めることは、石油審議会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 通商産業大臣は、石油の備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(石油備蓄実施計画)

第五条 石油精製業者、石油販売業者又は石油輸入業者（以下「石油精製業者等」という。）は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間についての石油の備蓄に関する計画（以下「石油備蓄実施計画」という。）を作成し、これを通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 石油備蓄実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1 石油の備蓄の数量に関する事項
- 2 新たに設置しようとする石油貯蔵施設に関する事項

する事項

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、石油備蓄目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、その石油備蓄実施計画を変更すべきことを勧告することができる。

(生産量等の届出)

第六条 石油精製業者等は、毎年、二月十五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項（基準備蓄量等）

第七条 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油精製業者等に対し、基準備蓄量（その前の四月一日を初日とする年度において石油精製業者等が常時保有すべきものとして、石油精製業者等のその前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量を基礎として通商産業省令で定めるところにより算定される石油製品の数量をいう。以下同じ。）を通知するものとする。

2 石油精製業者等は、基準備蓄量（次条第一項若しくは第二項又は第九条第一項の規定による変更があったときは、当該期間内においてはそのの変更後のものとする。第十条において同じ。）以上に石油製品を通商産業省令で定めるところにより常時保有しなければならない。

3 前項の場合において、石油精製業者等は、原油をもつて石油製品に代えることができる。この場合における原油の数量の石油製品の数量への換算の方式は、通商産業省令で定める。

4 第一項の通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより算定される当該前年の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十万分の七十から三百六十五分の九十五までの範囲

第八条 通商産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準備蓄量に相当する数量の石油を前条第二項の通商産業省令で定めるところにより保有することが困難となつた石油精製業者等及びその石油精製業者等とともにその確認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量者等の申出があつたときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少することができる。

2 通商産業大臣は、我が国への石油の供給が不足する事態等が生じた場合において、石油の定期的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少するものとする。

(基準備蓄量を減少する場合)

3 通商産業大臣は、前二項の規定により基準備蓄量を減少したときは、当該石油精製業者等に對し、その旨を通知するものとする。

2 通商産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油保有量が基準備蓄量に達していない程度又は石油保有量が基準備蓄量に達しない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七条第一項の規定に従つて石油を保有すべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(地位の承継等)

2 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

2 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

3 前項の場合において、石油精製業者等は、原油をもつて石油製品に代えることができる。この場合における原油の数量の石油製品の数量への換算の方式は、通商産業省令で定める。

4 第一項の通商産業省令は、算定されるべき基準備蓄量を合計した数量の通商産業省令で定めるところにより保有する原油の数量を同条第三項の通商産業省令で定める方式で石油製品の数量に換算した数量とを合計した数量をいう。以下この条において同じ。が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正當な理由がないと認めるときは、その石油精製業者等に対し、期限を定め

るべきことを勧告することができる。ただし、そ

の石油精製業者等が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、その石油精製業者等及びその石油精製業者等とともにその確認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項本文に規定する場合において、石油保有量が基準備蓄量に達しない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、第七条第一項の規定に従つて石油を保有すべきことを命ずることができる。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

(地位の承継等)

2 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等が石油製品の製造若しくは石油の販売若しくは輸入の事業（以下この項目において單に「事業」という。）の全部を譲渡し、又は石油精製業者等について相続若しくは合併があつたときは、事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その石油精製業者等のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により石油精製業者等の地位を繼続した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者についての第六条の規定の適用に関する技術的読替えについては、通商産業省令で必要な規定を設けることができる。

2 第十二条 石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより算定される当該前年の我が国の石油の消費量に対する割合がおおむね三百六十万分の七十から三百六十五分の九十五までの範囲

(帳簿の記載)

3 第一項の規定により石油精製業者等の地位を承継した者についての第六条の規定の適用に関する技術的読替えについては、通商産業省令で必要な規定を設けることができる。

めることにより、帳簿を備え、保有する石油の数量その他通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告徵収及び立人検査)

第十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、石油精製業者等に対し、その業務に關し報告させ、又はその職員に、石油精製業者等の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立人検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立人検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外期間)

第十四条 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第一百二十二号）第二十条第一項に規定する期間においては、第四条から前条までの規定は、適用しない。

2 前項に規定する期間の経過後における第四条から前条までの規定の適用に関する経過措置に關する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

3 第一項の規定は、同項に規定する期間の開始前にした行為に対する罰則の適用について影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(罰則)

第十五条 第十条第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

1 第五条第一項又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2 第十二条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第十三条规定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

石油備蓄法案(内閣提出)に関する報告書

3 國の施策

國は、我が國への石油の供給が不足する事態に備えて行う石油の保有（以下「石油の備蓄」という。）が、その事態が生じた場合にお

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

第十八条 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を起算しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条及び第十二条の規定は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和五十年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項についての第六条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十一年五月十五日」とする。

3 第二項の規定についての第六条の規定の適用については、同項中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十一年五月十五日」とする。

理由

最近における石油の国際的供給事情にかんがみ、我が國への石油の供給不足が生じた場合における石油の安定的な供給の確保を図るために、石油精製業者等に常に一定量の石油を備蓄させることとするとともに、必要な石油の備蓄目標を定めて、石油の販売の事業を行なう者（石油精製業者）は、石油の販売量について通商産業省令で定める要件に該当するものと認する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1 議案の要旨及び目的
本案は、最近における石油の国際的供給事情にかんがみ、石油精製業者等に常に一定量の石油を備蓄させることとともに、必要な石油の備蓄量の増強を計画的に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 目的
この法律は、石油の備蓄を確保するための措置を講ずることにより、我が國への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とするものとする。

2 定義
(1) この法律において「石油」とは、原油及び石油製品をいう。
(2) この法律において「石油製品」とは、揮発油、燈油、軽油その他の炭化水素油であつて、通商産業省令で定めるものをいう。
(3) この法律において「石油精製業者」とは、石油製品の製造（石油製品以外の物品の製造工程における技術的理由による石油製品の副生を除く。）の事業を行なう者であつて、石油製品の生産量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

(4) この法律において「石油販売業者」とは、石油の販売の事業を行なう者（石油精製業者であるものを除く。）であつて、石油の販売量及び石油精製業者との取引関係について通商産業省令で定める要件に該当するものと認する。
(5) この法律において「石油輸入業者」とは、石油の輸入の事業を行う者（石油精製業者又は石油販売業者であるものを除く。）であつて、石油の輸入量について通商産業省令で定める要件に該当するものをいう。

2 石油備蓄目標
(1) 通商産業大臣は、毎年度、石油審議会の意見を聴いて、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間にについての石油の備蓄目標（以下「石油備蓄目標」という。）を定めなければならないものとする。

3 石油備蓄の數量に関する事項
(1) 石油の備蓄の數量に定める事項は、次のとおりとする。
(2) 新たに設置すべき石油貯蔵施設に関する事項
(3) 通商産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、石油審議会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとし、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 石油備蓄実施計画
(1) 石油精製業者、石油販売業者又は石油輸入業者（以下「石油精製業者等」という。）は、毎年度、通商産業省令で定めるところにより、次年度以降の四年間にについての石油の備蓄に関する計画（以下「石油備蓄実施計画」という。）を作成し、これを通商産業大

臣に届け出なければならないものとする。これを変更したときも、同様とする。

(2) 石油備蓄実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

① 石油の備蓄の数量に関する事項

② 新たに設置しようとする石油貯蔵施設に関する事項

(3) 通商産業大臣は、(1)による届出があつた場合において、石油備蓄目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、その石油備蓄実施計画を変更すべきことを勧告することができるものとする。

6 生産量等の届出

石油精製業者等は、毎年、二月十五日までに、通商産業省令で定めるところにより、その前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならないものとする。

7 基準備蓄量以上の石油製品の保有

(1) 通商産業大臣は、毎年、三月十五日までに、石油精製業者等に対し、基準備蓄量がその前年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならないものとする。

8 基準備蓄量の減少

(1) 通商産業大臣は、災害その他やむを得ない事由により、基準備蓄量に相当する数量の石油を保有することが困難となつた石油精製業者等の申出があつたときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少することができる。

(2) 通商産業大臣は、我が国への石油の輸出が不足する事態等が生じた場合において、石油の安定的な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、期間を定めて、基準備蓄量を減少するものとする。

(3) 石油精製業者等は、他の石油精製業者等がその基準備蓄量を増加する場合に限り、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けて、自己の基準備蓄量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができるものとする。

(4) 通商産業省令で定める取引関係にある二以上の石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができるものとする。

9 勘告及び命令

(1) 通商産業大臣は、石油精製業者等の石油保有量が基準備蓄量に達していない場合において、その達していないことについて正当な理由がないと認めるときは、その石油精製業者等に対し、期間を定めて、7の(2)に従つて石油を保有すべきことを勧告することができるものとする。ただし、その石油精製業者等が、8の(4)による確認を受けている場合において、その石油精製業者等

及びその石油精製業者等とともにその確認を受けている他の石油精製業者等の石油保有量を合計した数量がこれらの者の基準備蓄量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

(2) 通商産業大臣は、(1)の場合において、石油保有量が基準備蓄量に達していない程度又は石油保有量が基準備蓄量に達していない期間が通商産業省令で定める基準に該当すると認めるときは、当該石油精製業者等に対し、期限を定めて、7の(2)に従つて石油を保有すべきことを命ずることができるものとする。

10 帳簿の記載

石油精製業者等は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、保有する石油の数量その他通商産業省令で定める事項を記載し、これを保有しなければならないものとする。

11 適用除外期間

石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二十二号）第二十二条第一項に規定する対策実施の告示期間においては、石油備蓄目標に関する第四条の規定から報告徵収及び立入検査に関する第十三条までの規定は、適用しない。

12 その他

(1) 通商産業大臣は、地位の承継、報告徵収及び立入検査、罰則等について定めるものとする。

昨十九日は、会議を開くに至らなかつたので、

同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第十四号

昭和五十年十一月十九日（水曜日）

商工委員長 山村新治郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

午後二時開議
第一 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右報告する。

昭和五十年十一月十九日

商工委員長 山村新治郎

令で定める事項についての第六条の規定の適用については、同条中「毎年、二月十五日」とあるのは、「昭和五十一年五月十五日」とする。

昭和五十一年度の基準備蓄量についての第七条第一項の規定の適用については、同項中「毎年、三月十五日」とあるのは、「昭和五十一年六月十五日」とする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における石油の国際的供給事情にかんがみ、石油の安定的な供給の確保を図るための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

14 経過措置

(1) 昭和五十年の石油製品の生産量又は石油の販売量若しくは輸入量その他通商産業省